

「共に生きる社会の実現をめざして」

ニュースレター

特集

障害者支援施設における
強度行動障害者の受け入れについて

第49号

平成28(2016)年
7月1日発行



のぞみの園ふれあいゾーン 『ふれあい御休所』

のぞみの園ふれあいゾーン内にある「ふれあい御休所」は、旧職員厚生施設を改修した日本庭園を眺めながら一休みできる休憩所です。「ふれあい彩り広場」や「ふれあい香りガーデン」を散策した後に、お茶を一服したり、お弁当を広げることができます。利用者の方やご家族、地域の皆様、介護施設や障害者施設の皆様、観音山に観光やハイキングで訪れる皆様など多数の方々にご利用いただくことを期待しています。(「ふれあいゾーン」の記事は24～25ページ、27ページに掲載しています)



独立行政法人

国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園

C O N T E N T S

【理事長ごあいさつ】 02

のぞみの園に集団避難した友愛会の新たな門出
～5年の歳月を経て福島県へ帰還～

【特集】 04

障害者支援施設における強度行動障害者の受け入れについて

- 強度行動障害支援者養成研修と今後の支援の方向性
ー地域における障害者支援施設の役割ー
- 地域生活等で著しく支援が困難な障害者の受け入れにあたって
～相談から調整、利用開始までのプロセスについて～
- 自傷の著しい強度行動障害への医療との連携による改善事例報告
～精神科病院にて身体拘束をされていた患者の受け入れ～
- 強度行動障害者への地域移行に向けた取り組みについて
- 都道府県における強度行動障害支援者の研修事業の実際について

【養成・研修】 14

- 特別な支援を必要とする利用者のための支援者養成現任研修
～現場でプログラム、その1年を振り返って～

【調査・研究】 16

- 障害のある犯罪行為者の
受け入れ経験のある事業所における支援に関する研究
～情報収集、評価・分析・解釈、共通理解に着目して～
- 平成28年度 調査・研究のテーマについて

【臨床の現場から】 20

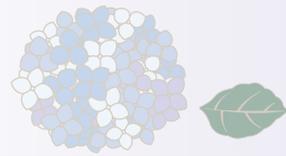
- こども臨床の日常より

【共に生きる】 22

- 東日本大震災から5年
～友愛会の受入から帰還までを振り返る～
- みどり香るまち大賞受賞式典
- コラム：新たな挑戦へ
- のぞみの園ふれあいゾーンだより

【INFORMATION】 28

- I 国立のぞみの園医療・福祉セミナー
- II 矯正施設等を退所した知的障害者支援研修会
- III 国立のぞみの園福祉セミナー 2016
- IV 強度行動障害支援者養成研修〈フォローアップ研修〉
- V のぞみの園支援者養成現任研修



のぞみの園に集団]

福島第一原子力発電所から10キロ圏内の双葉郡富岡町に所在する社会福祉法人友愛会（以下「友愛会」と略します。）は、のぞみの園に集団避難して、従前と同様の事業に取り組んでいましたが、5年あまりの歳月を経て、富岡町から10キロほど南の双葉郡広野町に新施設を整備しました。本年4月27日、のぞみの園を出発し、福島県への帰還が実現しましたが、未曾有の巨大地震発生と津波襲来、さらに、原子力発電所の被災と放射性物質の大量放出という異常事態による大混乱の中、友愛会の職員と利用者の皆様が迎った5年間の道のりを障害福祉の歴史に刻んでおく必要があります。

原発事故による避難指示

平成23年3月12日朝、友愛会は、思いもよらない避難指示を受けました。利用者の皆さん66名と職員15名は、直ちに数日間の避難生活用の物資を準備して、マイクロバス2台とワゴン車5台に分乗して慌ただしく富岡町を離れ、あてのない避難行動を余儀なくされました。探し当てた避難所は既に満員のため、次を探すという繰り返しで、10時間を要して、ようやく50キロ離れた福島県三春町の「さくら湖観察ステーション」を仮の避難所として確保することができました。

のぞみの園へ集団避難

友愛会は、生活環境が整備され、かつ、利用者職員が分散しないような第二次避難所を求めて関係行政機関へ強く働きかけた結果、入所利用者の地域移行业の伸展により施設設備に余裕があり、一括避難の受け入れが可能な施設として、のぞみの園が友愛会の皆様を受け入れることとなりました。のぞみの園としても、日頃から緊急事態発生の場合は積極的に協力すべきと考えていたので、厚生労働省から避難受け入れの要請があったときは、直ちに了承しました。

友愛会は、福島県双葉郡で20年にわたり知的障害のある人たちの福祉事業を実施してまいりましたので、高崎の地でも従前と同様に事業を行えるように特に配慮して、受け入れの準備に万全を期しました。

避難した友愛会の新たな門出 ～5年の歳月を経て福島県へ帰還～

理事長 遠藤 浩

空いていた生活寮3寮と日中活動の場となる施設を提供するとともに、群馬県と高崎市などの協力も得て、のぞみの園の敷地内と近隣に職員の住まいを確保しました。

平成23年4月15日、友愛会の皆様は、5時間のバスの旅を経て、のぞみの園に無事到着されました。

到着後、簡単なセレモニーを行いました。のぞみの園役職員一同を代表して、「友愛会の皆様の言葉では表せないような苦しみ、悲しみを察して、心よりお見舞い申し上げます。今日から、友愛会の利用者の皆様が健康で安心な日々を送れるように、また、職員の皆様が友愛会の施設として利用者支援に専念できるように、のぞみの園として全面的に協力してまいります」とお伝えしました。

以後5年間にわたり、定例的な連絡会を開催して、友愛会の皆様のご希望をお聞きし、また、いろいろな相談も受けながら、できる限りの協力をする一方、決してお節介はしないという方針の下、隣組の施設として節度あるお付き合いをさせていただきました。

友愛会の就労継続B型事業所である「ワークセンターさくら」が、かねてから取り組んでいた桜染めや加工味噌の作業も再開できるようになり、また、新しい地での四季折々の外出が利用者の皆さんの楽しみとなるなど、少しずつ平穏な生活を取り戻したようでした。

福島へ帰ろう

でも、友愛会の皆様の一致した願いは、ふるさとである福島県双葉郡への帰還でした。平成26年6月に友愛会が、避難の経緯と避難生活の様子をまとめて刊行した「今日まで そして明日へ」の最後のページでは、「福島での再スタートの日は、決して夢ではないのです。そうです。いつの日か必ず、みんなで福島へ帰ろう。愛する福島へ！」と結んであります。

富岡町は居住制限区域に指定され、その解除の見通しは立たないものの、福島県帰還を目指して友愛会の幹部は奔走しました。

富岡町にできる限り近い場所として広野町に用地を確保し、昨年2月に、新施設の起工式を挙行了しました。復興事業が最盛期にあり、建設用地の逼迫、建設資材の高騰、人手不足などの悪条件を克服して、福島県双葉郡へ帰還する第一歩を踏み

出したのでした。

ふるさとで新たな門出

本年4月21日、広野町の新施設の落成式が挙行され、のぞみの園から私ほか2名が参加しました。お祝いとして、大きな高崎だるまを贈呈しました。

新築の障害者支援施設とB型事業所は、ともに南向きの平屋で、黒い屋根と明るいクリーム色の壁の建物です。スペース的にもかなり余裕を持った造りとなっています。すぐそばに太平洋を望むこともできます。

富岡町のすぐ近くで、このような新施設で事業を再会できることは大変喜ばしいことです。ただ、施設の周辺には原子力発電所の事故処理や周辺地域の除染作業に携わる人たちの宿泊施設が建ち並び、トラックが頻りに行き交うという光景を目にすると、しばらくの間は地域社会の再生は難しいといわざるを得ません。むしろ、友愛会が広野町の地域社会再生のために大きな役割を担っていくことが期待されているともいえます。

また、新施設建設のために福祉医療機構から借りた3億8000万円の償還、職員や通所利用者の確保など、まだまだ課題は多く、これからもご苦労は絶えないことと思います。

4月27日、友愛会の皆様がバス2台でのぞみの園を出発して広野町に向かいました。見送る方も見送られる方も、弾けるような笑いと別れを惜しむ涙が交錯しました。

5月中旬、友愛会の林理事長が新施設での事業の様子をお知らせするためにと、のぞみの園を訪れました。高崎だるまのお返しですと、会津の郷土玩具である赤べこ、45センチもある大きな赤べこを寄贈していただきました。

隣組の施設としておつきあいさせていただいた友愛会の皆様が、300キロメートルも離れた広野町に戻られてしまうことに一抹の寂しさを感じますが、これまでの縁を大事にして、友愛会のご発展の様子を見守り、ご要請があればできる限りの協力をしてまいりたいと考えています。

また、友愛会の皆様が一致団結して、不撓不屈の精神をもって困難に立ち向かう様子を5年間にわたり目の当たりにしてきたことは、のぞみの園にとっても大きな財産となるはず。どんな困難に直面しても役職員一体となって乗り越えていく、乗り越えることができるという勇気をいただきました。

強度行動障害支援者養成研修と今後の支援の方向性 — 地域における障害者支援施設の役割 —

研究部長 志賀 利一

I. のぞみの園の取り組みを振り返る

のぞみの園では、開設当初より、行動障害が著しい重度の知的障害者の支援に継続的に取り組んできましたが、外部の専門家の協力を得ながら、新しい支援の方向性を探り始めたのは平成17年頃からです。当時計画していた、大規模な寮の再編成に合わせ、自閉症・行動障害支援の専門寮を開設し、著しい行動障害や強い固執性を示す人に対する、質の高い支援の提供を目指してきました。また、同時期に誕生した行動援護事業の従業者を対象とした、人材養成カリキュラムを全国の研究者や先駆的な実践家と共に作成し、行動援護従業者養成研修（中央研修）を継続的に行っていました。

平成22年頃から、のぞみの園では、次第に新たなステージに移り始めました。大きな変化のひとつは、自閉症・行動障害支援の専門寮において、新規利用者の受け入れを開始したことです。著しい行動障害が原因で地域や施設での生活が続けられなくなり、精神科病院に入院した人に対して、生活支援と精神科医療が連携し、数年単位で生活を立て直す試みをはじめました。平成28年4月までに12人を受け入れ、既に5人は退所し、出身地域に戻っています。行動障害が著しい人に対して、障害者支援施設の機能をどのように活用するか、新たな挑戦のスタートです。同時に、地域で生活する強度行動障害児者の生活の実態や活用している福祉サービスならびに現状の課題について事例を中心に調査を開始しました。短期入所や行動援護といった居宅系サービス、グループホームだけでなく、生活介護等の安定した通所系サービスの利用と構造化を中心とした障害特性に配慮した環境整備等、生活を支えるいくつかの要因が明らかになりました（図1参照）。

のぞみの園における強度行動障害者に関する実践や調査・研究の取り組みが、新たなステージに入り、新しい成果が見え始めた頃、強度行動障害

支援者養成研修プログラムの作成と全国への普及に取り組むことになりました。同研修と関係する人材養成事業の現状については、本特集の「都道府県における強度行動障害支援者の研修事業の実態について」をお読みください。

II. 強度行動障害支援者養成研修の挑戦

強度行動障害支援者養成研修が実施されるかなり前から、自閉症などに対する専門的支援の在り方を学ぶ研修が、国や地方自治体さらに様々な民間団体で開催されてきました。これらの多くは、研修内容に関するモチベーションが高い人が自らの希望で受講し、より専門的な知識や技能の習得を目指すものでした。ところが、強度行動障害支援者養成研修は、異なる特徴を持っています。

第一に、行動障害が著しい自閉症などの支援に特化し、その障害特性の理解や標準的な支援方法の基本について演習を通して総合的に学ぶ研修です。第二に、障害福祉サービス

現在の生活を支える5つの基本ツール

日中

①安定して通える日中活動

1日4時間～6時間・週5日程度コンスタント通う
個別のスケジュール・空間確保・安全配慮が行き届く場

⑤移動手段の確保
日々の送迎体制

居住

②居住内の物理的構造化

個人のスペース確保・感覚異常への配慮

③一人で過ごせる活動

見守りなしで一定時間・終わりのルールあり

④確固としたスケジュール

変化の少ない日課とコミュニケーション方法確保

長期的な生活を支える補助ツール

- レスバイト・サービス
- 専門的なアドバイス
- その他（心理・経済的支援）

図1. 強度行動障害者の地域生活を支える有効なツール

の実践経験1年以上の人を対象とした初歩的な内容の研修です。つまり、研修修了者は、サービス管理責任者や相談支援専門員が立案した支援計画等に則り、事業所内の先輩からOJT(On the Job Training)を受けながら実践を積み、力をつけていくことになります。第三に、受講者すべてが、自ら同研修の参加を強く望んでいるとは限らないことです。平成27年度より、重度障害者支援加算や行動援護従業者等の報酬上の評価の要件として、この研修が位置づけられています。事業所の都合により派遣される従事者が多数受講する研修です。

四半世紀以上前から、強度行動障害者支援の研究が私たちの国で行われてきました。これまで、強度行動障害者の実態、行動障害の判定基準、効果的な支援の在り方など、実践的な研究成果がいくつも報告されています。強度行動障害支援者養成研修は、これまでの実践研究の成果をまとめ、初歩的な支援方法を、ワークモチベーションの高低にかかわらず、広く多くの人に知ってもらおうプログラムです。そして、ボトムアップを目指すこの研修は、国の強度行動障害者対策として、全く新しい方向から挑戦する取り組みでもあるのです。

Ⅲ. 強度行動障害の基準の緩和と取り残された課題

平成5年に強度行動障害特別処遇事業が開始された当時、強度行動障害とは「強度行動障害判定基準で20点以上」と定められていました。その後、制度改正が何度かあり、現在の重度障害者支援加算等の基準は「障害支援区分における行動関連項目10点以上」となりました。この基準の変更は、対象者の拡大をもたらしていると推測されます。例えば、平成15年に日本知的障害者福祉協会が行った大規模な調査では、施設入所者の約3%、人数にして4,900人程度が強度行動障害者であると報告しています。しかし、平成26年4月時点で、15,651人が障害者支援施設における重度障害者支援加算(Ⅱ)の対象になっています。その間、入所者総数は増えていないにもかかわらず、強度行動障害が3倍以上になっているのです。明らかに、基準の緩和が原因だと思われる。

対象者の拡大は、強度行動障害者支援に対して、より多くの障害福祉関係者が関心を持つことになると期待されますが、一方で取り残された課題も表面化しています。それは、激しい行動障害ゆえに、実質的にサービス提供を拒否される人の存在です。

親の会の機関誌には、精神科病院から退院しようにも受け入れてくれる施設がないといった投稿を時々目にします。

また、家族の休息を計画しても、短期入所で受け入れ先がなく計画を断念せざるを得ないと訴える相談支援専門員も少なくありません。平成25年度にのぞみの園が短期入所事業所を対象に調査した結果では、事前に短期入所利用の契約を締結している利用者であっても、自傷や他害があるため緊急時の受け入れが困難だと回答している事業所が半数以上でした。また、のぞみの園の自閉症・行動障害の専門寮に入所した利用者のほとんどは、行動障害ゆえに在宅生活の継続が困難となり精神科病院に保護入院、その後いくつかの障害者支援施設に利用を希望したが(場合によっては体験利用したが)断られ、行き場がなくなった人々です。

Ⅳ. 今後の強度行動障害者支援に求められるもの

現在、私たちは今後の強度行動障害者支援に求められる方向性を大きく3つに分けて考えています。ひとつは、「人材養成」です。強度行動障害支援者養成研修のより充実を目指し、強度行動障害の理解の裾野を広げていく取り組みも必要です。地域の実情に合わせたより専門的で実務的な研修や情報交換の場を構築することも重要になります。

しかし、人材養成だけでは、上記のようなサービス提供を拒否される強度行動障害者がいなくなるとは考えられません。強度行動障害者が安心・安全な生活が送れるよう、質の高いサービス提供を行う事業所が増えなくてはなりません。そのためには、重度障害者支援加算等に見合った、適切な支援を行っている事業所の実践を広める工夫が必要であり、外部の専門家等を活用して事業所の支援内容が大きく改善した事例を紹介する、さらに事業所単位で支援の質を評価する方法の提案等、いわゆる「事業所支援」に向けての取り組みが必要です。

さらに、個人や事業所単位だけではなく、地域全体で強度行動障害者の支援体制をどのように構築すべきか検討する必要があります。最近、地方自治体単位で、激しい行動障害ゆえに地域生活等の継続が困難になった人を対象に、生活を立て直すモデル事業がいくつか登場しています。のぞみの園で行ってきたような生活支援と精神科医療の連携事業を、地域単位で構築し、サービス拒否で困る人が出ないように検討をはじめた先駆的取り組みです。いわゆる「地域のモデル事業」の創出です。ある一定の設備と人員がそろっている障害者支援施設において、この地域のモデル事業に参画し、可能な限り多くの強度行動障害者が地域生活を続けられるよう支援していくことは非常に大切なことです。

地域生活等で著しく支援が困難な障害者の受け入れにあたって ～相談から調整、利用開始までのプロセスについて～

事業企画部事業企画・管理課長補佐 皿山 明美

○経過として

当法人は、平成17年より、行動障害を有する知的障害者へのモデル的な支援の実践を行うことを目的に、従来からの生活寮を再編し、利用者に対してより効果的で適切なサービス提供が行えるよう体制を整えてきました。さらに、平成22年から、著しい行動障害のために地域で支えることが困難な知的障害者を受け入れるため、受け入れ枠を広げて来ました。

表1. これまで受入れた利用者の概要

氏名	性別	年齢	支援区分	主な行動、状態、疾病など
A	女性	36	5	他者への暴力、パニック、自傷
B	女性	29	4	他者への暴力、多動、パニック、過食
C	男性	29	5	他者への暴力、著しい拘り、肥満症
D	男性	30	4	他者への暴力、てんかん
E	男性	30	4	他者への暴力、特定不能精神病性障害
F	女性	19	6	他者への暴力、器物破損、自傷、弄便
G	女性	27	5	他者への暴力、被虐待による脳挫傷後遺症
H	男性	23	6	他者への暴力、パニック
I	女性	26	6	他者への暴力、気分障害
J	男性	25	6	他者への暴力、自傷、奇声
K	女性	20	5	他者への暴力、肥満症、心不全
L	女性	19	5	他者への暴力、解離性障害、摂食障害

※A～Eの5人は、既に退所し、地域等で暮らしています。

これまでに、12人の方を受け入れ、そのうち5人の方が退所し、出身地の施設やグループホームに移りました。(表1)

本稿では、著しく支援が困難な障害者を受け入れる際の利用相談から利用開始までのプロセス(1. 利用相談 2. 情報収集 3. アセスメント 4. 受け入れ前の環境調整 5. 利用開始)についてご紹介します。

I. 利用相談

受け入れにあたっては、まず当法人への問合せ、「利用相談」から始まります。相談者は、保護者や相談支援専門員、都道

府県や市町村の職員、障害者支援施設や障害サービス事業所の職員、精神科病院のケースワーカー等、ケースによって様々です。最近では、ホームページ、ニュースレターから情報を得て、相談される方が増えています。全国各地から、中には海外に移住された方から相談が寄せられたこともあります。(表2)

支援が困難を極める相談として、多くは「他者に対する暴力行為」があげられます。その他には、器物破損などの破壊行為、自傷行為、摂食障害、医療との連携が必要なケースとして、肥満症(体重過多による心肥大、糖尿病、高血圧症、睡眠時無呼吸症候群)や常時医療行為(胃瘻、人工透析、注射等)が必要な障害者の相談が増えています。

表2. 問合せ、相談者一覧

最初の問合せ者	件数
保護者	2
相談支援専門員	1
行政職員	5
施設等職員	4
計	12

えています。

また、これまで受け入れた12人のうち、10人が精神科病院への入院歴があり、服薬調整が必要なケースが見られました。

今後、行動障害に加え、特別な医療支援を必要とする障害者や重複障害(身体障害・知的障害)でも支援困難とされるケースの相談が増えてくると思われます。

II. 情報収集

相談を受けた後、情報収集を行います。相談者や関係者、関係機関等から、生育歴や医師の所見、生活の様子などについて、本人の状態を確認します。所定の「プロフィール表」「ワークシート」に記入していただき、それ以外にも個別に必要と思われる情報を集めます。

「ワークシート」の項目は「好きな食べ物や嫌いな食べ物」、「生活上の注意点(睡眠・食事・排泄など)」、「本人の能力(認知、身辺処理など)」、「構造化した支援を受けている場合はどのような支援なのか」等、多岐に亘ります。支援者が「これを見れば対応ができる」といった資料となるよう、細かい情報も収集していきます。

資料を作成する場合に大切なことは、なるべく複数の関係者に作成を依頼することです。家族と関係機関では視点が異なります。また関係機関といっても、福祉か医療かによって視点が異なりますので、出来るだけ多くの方から情報を得るようにしています。(写真1)



写真1

次に、本人と面会する機会を設けます。来園が可能な場合は、本人や関係者に園内を見学していただきます。この時、本人はもとより、保護者や関係者の方にも当法人がどのような支援をしているのかを確認していただいています。精神科病院に入院している等の理由により来園が難しい場合は、当法人職員が訪問し、面会することもあります。本人に直接会うことで、仕草や態度等、ワークシートだけではわからない本人の特徴を把握することが出来ます。

この他、必要によっては保護者、関係機関への聴き取り、本人が生活していた施設やグループホームの見学なども行います。情報をできるだけ収集し、アセスメントに役立てます。

Ⅲ. アセスメント

面会の後に、アセスメントを実施します。アセスメントは、利用者を受入れる前に実施しています。基本的には、担当者を決め、収集した情報をまずは担当者一人がアセスメントします。その後、他の職員も交えてグループで担当職員が作成した資料をもとにアセスメントを実施します。複数の職員でアセスメントすることで、より多くの気づきが生まれます。「どんな時に不安になるのか」「どんな時に戸惑うのか」、本人の特徴や行動特性を確認し合い、支援の方向性を探ります。(写真2)

アセスメントが終了した段階で、利用調整会議、利用審査会などを経て、受入れの可否を決めることとなりますが、これまで受入れまでに要した日数が最も短かったのは、約40日でした。



写真2

Ⅳ. 環境調整

さらに、アセスメントの結果を受け、受入れ前に環境調整を行います。基本的な生活設計として、まず「居室をどこにするか」、「食堂の席と食堂に入る順番をどうするか」、「日中活動の内容と作業スペースをどうするか」、「入浴順番などをどうするか」といった項目について整理し、「居住環境の構造化」、「自立課題」、「スケジュール」なども含めて検討します。本人が混乱せずに生活を始められるよう、細かな部分にも配慮し、態勢を整えます。

Ⅴ. 利用開始

実際にのぞみの園での生活が始まると、想定していなかった問題が発生することがあります。全く知らない場所で生活を始めることは、誰でも不安や心配が伴うのは当然です。事前に多くの情報を収集してもなお、本人が感じる不安や不快感、要求を汲み取ることは難しいものです。

利用後、問題が発生した場合、また発生しそうな場合は、問題行動の前後に何が起きていたかを分析する(ABC分析)ほか、行動記録(散布図)を参考にし、早い段階での解決に向けて検討を重ねます。モニタリングも欠かすことの出来ない支援の一つです。

○まとめとして

以上、著しく支援が困難な障害者の利用相談から利用開始までのプロセスとして、ご紹介しました。

特に、重要な項目として丁寧に行っていることが「情報収集」と「環境調整(準備)」です。のぞみの園が本人にとって「安心かつ安全な場所」であることを理解してもらい、スムーズに利用してもらうために欠かせない内容だからです。

仮に、のぞみの園を利用することに対して、利用者本人が納得していない(なぜ、のぞみの園にいるのかわからない)のであれば、それはより支援は困難なものとなってしまいます。また、「説明してもわからないだろうから」と本人に何も知らせずに連れてきたとしたら、本人の不安が増大してさらに混乱してしまいます。

行動障害は、障害特性を背景として本人と環境(周囲の支援者などの人も含めた)との相互作用の結果として生まれるものであり、周囲を「困らせる」行動ではなく、本人が「困っている」ことのサインであることを忘れてはなりません。

そして、受入れ後には、各地域にバトンタッチしていけることを目標に、本人の「困りごと」を解決し、安定した生活を目指して、日々実践を重ねています。

自傷の著しい強度行動障害への医療との連携による改善事例報告 ～精神科病院にて身体拘束をされていた患者の受け入れ～

生活支援部生活支援課かわせみ寮生活支援員 岡田 裕司

I. はじめに

当法人では、平成 17 年秋より、強迫的なこだわりや自傷行為、攻撃的な行動が顕著である、いわゆる行動障害のある自閉症を中心とした支援プログラムを確立するために、新たな生活寮を設置しました。開設当初は男女混合である「あじさい寮」としてスタートしましたが、平成 21 年 12 月には「かわせみ寮」が開設され、あじさい寮を女性寮、かわせみ寮を男性寮とし、行動障害及び自閉症の利用者を対象として支援を行っています。

昨今、著しい行動障害を有する人や精神科病院に社会的入院をしている知的障害者に対する適切な支援が課題となっていますが、当法人においては平成 22 年 3 月より有期限・有目的の入所利用者として受け入れ、支援を実施しています。

本号においては、障害者支援施設における強度行動障害者の受け入れとして J さんの事例と次にご報告する I さんの事例についてご紹介させていただきます。なお、今回事例を紹介するまでにあたり、写真の使用も含めご本人に了承を得たことを申し添えます。

II. 事例と背景

重度の知的障害者であり、自閉症の診断を受けている J さんは、平成 26 年 1 月まで自宅にて両親、妹、祖母と暮らし、送迎バスで週 5 日生活介護事業所に通所する生活を送っていました。その安定した生活に変化が訪れたのは平成 24 年 10 月のことでした。左下膝関節部分に生じた 10 円玉程の傷を掻き毟るようになり、次第に範囲が拡大していきました。平成 26 年 2 月、皮膚科クリニックによる治療も自分で包帯を解き、患部を掻き壊す行為が止まないため快復せず、物理的な身体抑制が必要と判断されたため精神科病院に入院となりました。この間の服薬調整の効果は乏しく、傷の掻き毟り行為を繰り返したため、四肢、肩、胸の 6ヶ所に及ぶ身体拘束が常に必要となりました。その後、複数の精神科病院への入退院を繰り返していましたが、傷の洗浄、治療を施す中、「医療管理」から「医療ケア」の範囲内における対応が可能と医師が判断したことから、障害者支援施設での生活が検討され、身体拘束を中心とした 1 年 4 ヶ月以上に亘る精神科病院での治療を終了し、平成 27 年 5 月 11 日、かわせみ寮に入所されました。

かわせみ寮での新しい生活が始まった J さんの身体状況は、精神科病院における身体拘束が長期に渡っていたことから、下肢の拘縮と筋力低下で自力での歩行が困難な状態であり、移動は車椅子で行っていました。上腕骨の関節も癒着し、

肩甲骨がある程度動くのみであり、自ら食事をとることもできませんでした。精神科病院では徹底した拘束が行われていたにも関わらず、自傷による傷は深く、治癒には時間がかかると思われました。何より表情に精気が感じられないのが一番気になりました。



写真1



写真2

III. 診療所との連携及び医療的配慮について

当法人には診療所があり、施設内で生活している利用者への医療支援とともに、地域の知的障害児・者や発達障害の人たちに対しても積極的に診療を行っています。診療所には機能訓練科、臨床心理科も併設され、整形外科や精神科と連携し医療支援に取り組んでいます。

当初 J さんの両下肢には掻き毟りにより著しい潰瘍（写真1参照）が形成され、その後も両上肢、顔と広範囲に広がりを見せ状態も酷かったため、毎日の処置を必要とする他、昼夜における激しい奇声や不眠、極度の偏食や拒食による体重減少、腕の拘縮や歩行機能の低下などがあり、皮膚科、内科、精神科、機能訓練科（整形外科）を含めた医療との密接な連携による支援が必要不可欠な状態でした。

IV. 入所1ヶ月の状況（医療の連携、機能訓練の開始、医療的配慮）

受け入れに際しては、精神科病院の医師、当法人の医師、自治体担当者、保護者等関係者をメンバーにケース会議を聞き、保護者の同意の下、両手ミトン（写真2参照）、車椅子体幹ベルト、下肢装具等の身体拘束を行い、また、当面の間、他の利用者と同様の生活寮での支援が困難なことから、平日は身体機能の回復を目的に午前は理学療法士による機能訓練（歩行及び可動域訓練）、その後、診療所に隣設された医療的配慮をともなう支援を主とする「あかしあ寮」での介護浴槽を利用し、診療所にて傷の処置を行いました。日々の処置に加え、週に一度、傷の写真撮影を行いながら経過の観察及び治療を行いました。

機能訓練を開始してから1ヶ月が経過する頃には、上肢の肘関節の可動域が制限されているものの柄の長いスプーンを使用することで、自ら食事をとることができるまでに回復しました。歩行については支え（一部介助）を必要としながらも、

立位が保持できるようになりました。昼食後には「機関車トーマス」や「アンパンマン」などの好きなDVD鑑賞をすることで余暇時間の充実を図り、傷を掻き毟る行為の減少に努めました。週末はかわせみ寮内において、自立課題作業や外気浴、DVD鑑賞などにより充実した一日を構築できるよう支援しました。

その結果、傷を掻き毟る行為は減少したものの、一度掻き毟ると元の状態に戻るまで何日もかかるので、傷の治療は思うように進展しませんでした。この間の経過については、日常生活状況を精神科医師に報告し、必要に応じて服薬調整が行われました。

V. 入所2ヶ月の状況（左上腕骨の骨折～自傷行為の増加）

理学療法士によるストレッチ中、左上腕骨を骨折する事故がありました。精神科病院での長期の身体拘束による関節の拘縮が背景にありましたが、手術を伴う約3週間に亘る入院が過度ストレスとなり、看護師への粗暴行為や奇声、両下肢の掻き壊しなどの行動が表出してきました。そのため、徐々に改善されつつあった行動が退行し、支援すべき課題が増え てしまいました。

VI. 入所4ヶ月の状況（身体機能の回復～日中活動の構築）

理学療法士による継続した歩行訓練により、付添いがあれば自力歩行が可能などところまで回復し、必要に応じ着用していた下肢装具の使用を中止しました。自傷を物理的に防止するため拘束を行い、拘束されることがストレスとなり自傷を行う。この悪循環を断ち切るため、膝が固定されて歩行が出来ない下肢装具をハイソックスに変更するなど、動きやすくすることでストレスを軽減させ、掻き壊しの防止を図りました。

午後はかわせみ寮に戻り、日中活動に参加し、6種類の自立課題に取り組みました（写真3参照）。日中活動における自立課題作業のほか、食事、歯磨き、DVD鑑賞などの場面においても、できるだけ一人で活動を行う時間を徐々に増やすことで本人のストレスが弱まり、自傷を防止するための身体拘束時間が短くなっていきました。



写真3

VII. 入所6ヶ月の状況（あかしあ寮の利用中止～かわせみ寮での生活を中心に）

11月には左上腕骨骨折が完治したことを契機に、リハビリ中心のあかしあ寮の利用を中止し、かわせみ寮で一日を過ごすこととなりました。5月の入所当初から、毎日行ってきた機能訓練も週2回とし、今後は日常生活にともなう動作の中でのリハビリ効果に期待し重点を置くこととしました。日中活動については、歩いて7～8分の所にある「すまいる工房」（地

域移行による空き寮を活用した作業スペース）において自立課題作業を行い、週末は園内散歩や法人内食堂で飲食を楽しむなど、かわせみ寮の一日の流れに沿い、毎日の生活のリズムを整えるように努めました。この頃から傷を掻き毟る行為が減少し、徐々に傷の状態が快方に向かいました。この時点における傷の処置方法は、週に一度、診療所にて処置と評価を行うこととし、それ以外はかわせみ寮内で支援員による傷の洗浄から処置を行うことで、Jさんの負担を軽減しました。

VIII. まとめ（入所後1年が経過して）

自傷の軽減、身体機能の回復を目標に診療所と連携して支援を行ってきました。左上腕骨骨折といったアクシデントはあったものの、機能訓練科による訓練や寮内での日常生活動作を活用したりハビリで身体機能は回復し、自力歩行や食事、歯磨きなど自分でできることが着実に増えました。さらに生活のリズムを整え、自立課題作業を提供し、本人も真剣に取り組む、それを成し遂げることで自尊心が養われ表情も豊かとなりました。「自傷→拘束→ストレス」の悪循環から、「身体機能の回復→行動範囲の拡大→生活のリズムの調整→ストレスの軽減」と良い流れとなり、自傷による傷は大分改善されました（写真4参照）。入所したとき表情には全く精気が感じられませんが、今では本来持ち合わせた表情を取り戻し生き生きとしています（写真5～7参照）。



写真4

今回の支援は、「医療機関」、「医療的支援を主とする生活寮」、「強度行動障害者の支援を主とする生活寮」が互いに綿密な連携を図りながら一体となって支援を行った初めてのケースであることから、受入れに当たっては様々な困難性が予想されましたが、支援の経過を振り返ると、改めて「福祉と医療との連携した支援」の重要性が認識できました。

現在Jさんは傷の治療を継続しながら、かわせみ寮での規則正しい生活を中心に、地域移行に向けた準備をしています。

ドライブや外食を楽しむJさん・階段の昇降もできるようになりました。



写真5



写真6



写真7

強度行動障害者への地域移行に向けた取り組みについて

生活支援部生活支援課あじさい寮生活支援員 高橋 淳

I. はじめに

今回は著しい暴言・暴力が原因となり、家庭生活や他施設での受け入れが困難なため、あじさい寮で受け入れを行った方への実践事例を紹介いたします。具体的には、当法人が刊行した「あきらめない支援」に記載されている4つの基本戦略や実践のアプローチによりIさんの情緒が安定し、規則正しい生活を獲得するまでの経過に併せ、退所に向けて出身地グループホームを体験利用するにまで至った支援の過程を報告します。なお、今回事例を紹介するまでにあたり、写真の使用も含めご本人に了承を得たことを申し添えます。

II. あじさい寮入所までの経過

Iさんは幼少期まで発達の遅れを指摘されずに成長しました。学齢期となり普通学級に進学しましたが、次第に学習についていくことが困難となり、中学3年生時より家庭内における暴言や暴力が顕著となりました。両親が児童相談所に相談したことではじめて知的障害であることが分かり、療育手帳の取得に至りました。同時期に通院した精神科病院においては「自閉症」の診断が下り、薬物療法が開始されました。

特別支援学校高等部を卒業後、地域の作業所へ通所しましたが、徐々に作業所や家庭内での暴言や暴力がエスカレートし、やがて作業所に行くことも拒み、自宅に引きこもるようになりました。

平成26年3月、眠っていた母の右眼を殴り、失明をさせたことで精神科病院に医療保護入院となりました。平成27年1月頃には精神科病院における治療が終了するも退院先が見つからず、また家庭での受け入れも困難なことから、あじさい寮で受け入れることとなりました。

III. 支援の取り組み～4つの基本戦略を軸に～

両親を始めとした様々な関係者による事前の聞き取りやあじさい寮独自で作成したアセスメントシートによるIさんの詳細な情報を元に、4つの基本戦略(図1参照)を軸とした支援計画を検討することで、支援の準備を整えました。

①居住環境の構造化

Iさんは私物を他人に触られることが嫌いなことから、そのことが原因で他利用者とトラブルを引き起こすことが多い



図1

との情報を基に、入所当初から個室(写真1参照)を用意しました。また、浴室の私物入れや下駄箱(写真2参照)にも扉と鍵をつけて、他利用者に触られないようにしました。利用開始当初は自分で自室の鍵を使用していましたが、鍵の紛失や、施錠を忘れることが頻繁でした。自室を出る際には本人が確実に施錠できるように、フック式の鍵に変更したことで、自分で確実に施錠できるようになりました。



写真1



写真2

②日中活動の構築

精神科病院に入院する以前から、自宅で引きこもりがちな生活が続いていたため、情緒不安による暴言や暴力、昼夜逆転した生活など生活リズムが乱れていました。規則正しい生活リズムを構築するため、平日は、寮から歩いて7～8分のところにある日中活動の場所である「すまいる工房」に通所し、作業に取り組みました。シールを剥がすことが好きとの情報から、DVDケースのシール剥がしを行いました。作業の手順は、製品を「左から右へ」進められるように配置し、流れが分かるようにしました。利用開始当初は、シールを10枚剥がしていましたが、回数を重ねることで30枚行うことができるようになりました。Iさんからも「嬉しい」「頑張った」との声が聞かれるようになり、作業を通して自尊心を育み、自信に繋げることができました。

③自立課題

日中活動以外の自由時間は、特にやる事が決まっていま



写真3

好むものになりました。Iさんの混乱を招くことがないよう、提供方法は支援員間で統一し、毎回着実に進める



写真4



写真5

よう支援しました。自立課題を行うことで有意義に自由時間を過ごすことができ、他利用者とのトラブルも少なくなっていました。課題作業を一人で始め、一人で終わりにできたという達成感が、徐々にIさんの自己肯定感を育んだようです。



写真6

④スケジュール

自閉症の人に限らず、スケジュールなどにより、見通しを持つことで安定、安心した生活を送ることは大切なことです。これまでIさんはスケジュールを使用することがありませんでした。事前に、ひらがなと小学校2年生程度の漢字は理解ができるとの情報を得ていたため、1日の生活の流れをひらがなと簡単な漢字を交えた文にしてスケジュールとして作成し提供しました。当初Iさんのスケジュールは、一枚の紙で提供していました。しかし、その方法では、日程の変更や活動の追加が生じた場合に、口頭で説明を行う必要がありました。変更や追加の説明を口頭で伝えても、支援員それぞれの言葉の選び方や言い方が違うため理解できず、かえって混乱を招くことがありました。

そこで、スケジュールを一枚紙(図2参照)からホワイトボード型(図3参照)に変更し、毎日就床前に次の日のスケジュールを提示することにしました。

6:00	朝起き	朝起き
6:30	歯磨き	歯磨き
7:00	朝食	朝食
7:30	洗濯	洗濯
8:00	作業area内で課題	作業area内で課題
8:30	お茶	お茶
9:00	作業	作業
9:30	課題	課題
10:00	洗たくもの受けとる	洗たくもの受けとる
10:30	作業area内で課題	作業area内で課題
11:00	お風呂	お風呂
11:30	お風呂	お風呂
12:00	洗たく機	洗たく機
12:30	おやつ	おやつ
13:00	お茶	お茶
13:30	作業	作業
14:00	課題	課題
14:30	作業area内で課題	作業area内で課題
15:00	洗濯機	洗濯機
15:30	お風呂	お風呂
16:00	お風呂	お風呂
16:30	洗たく機	洗たく機
17:00	お風呂	お風呂
17:30	お風呂	お風呂
18:00	あしたのスケジュール	あしたのスケジュール

図2



図3

スケジュールカードの裏側にマグネットがついており、変更・追加になっても、スケジュールカードを移動して示せばよいだけです。口頭で説明するより、どの支援員も同じ対応が出来ます。このスケジュールの使用により日程の変更に対しても混乱することなく、柔軟に受け入れてくれるようになりました。

IV. グループホームへの生活に向けて

あじさい寮を利用して始めてから約1年が経過した頃に、出身

地の社会福祉法人が運営するグループホームの定員に空きがあるとの情報がもたらされました。そこは、「静かなところで暮らしたい」というIさんと保護者の希望と合致する場所でした。Iさんの特性を考えると、一緒に見学に行くとしても移行することができると思い込み、混乱する可能性があったため、まずは、あじさい寮の支援員と保護者で見学に行きました。その際、先方より本人がグループホームでの生活を体験してみてもどうかとの提案がありました。

グループホームでの体験を行う2週間前に支援員が再び事業所を訪ね、Iさんの支援や配慮して欲しいポイントなどを体験先の職員に説明しました。また、Iさんに関する障害特性や支援のポイントを網羅したサポートブックを丁寧に説明し細かな情報の提供を行いました。

Iさんの体験利用に備え、本人が安心して過ごすことが出来るように、体験先で使うスケジュールや自立課題を用意しました。スケジュールは、寮で使用している物だと大きくて持ち運びが困難なため、携帯用(写真7参照)のものを作成し、「いつ、どこで、何があって、終わったら次は何があるか」を簡潔に記載しました。グループホームでの生活では、自由時間が比較的多いことを考慮し、十分な自立課題を準備することで、落ち着いて過ごすことが出来るように配慮しました。ビーズ通しやパズルなどIさんの好きな課題作業を作成し、グループホームへ持参しました。体験利用は2泊3日という長い時間でしたが、日中活動や余暇時間など落ち着いて過ごすことが出来ました。(写真8参照)Iさんからも「また来たい」との声が聞かれました。

V. 支援の振り返り

Iさんがあじさい寮を利用してから1年半が経過しました。Iさんの情緒不安定は、見通しの持てない不安や他人への不自信、自信の無さ等の様々な不安が原因になっていることが分かりました。

暴言・暴力という表面上の行動ではなく、行動の背景にある不安に着目し、解消することが出来るように支援を進めました。行動の背景を理解し、その場に相応しい行動が出来るように丁寧に支援を積み重ねていくことの大切さを改めて本事例より学ぶことができました。

また、今回、柔軟に軌道修正しながら適切な支援を提供できたのは、①居住環境の構造化、②日中活動、③自立課題、④スケジュールといった、4つの基本戦略を職員全員が理解していたからだと言えます。

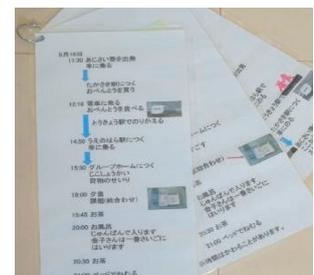


写真7



写真8

都道府県における強度行動障害支援者の研修事業の実態について

研究部研究課研究員 信原 和典

平成 25 年度、強度行動障害がある方に対し適切な支援が提供できる職員の人材育成を目的とした「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」（以下、基礎研修）が都道府県地域生活支援事業に新設され、翌 26 年度には適切な障害特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材育成を進めることを目的とした「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」（以下、実践研修）が追加されました。のぞみの園では平成 26 年度より、効果的な都道府県研修の開催に向けた基礎資料の作成を目的とし、47 都道府県の障害保健福祉主管部（局）を対象としたアンケート調査を、年 2 回継続的に行っています。

I. 全都道府県で基礎研修が開催されました

平成 27 年度、全都道府県で基礎研修が開催され、実践研修についても 44 の都道府県で開催されました。

平成 27 年度の基礎研修修了者数は 7,768 人。その内、修了者数が最も多かった大阪府では 532 人、反対に最も修了者数が少なかった都道府県では 27 人と、都道府県によって約 20 倍の差がみられました。また研修開催回数も、1回が 26 都道府県（55%）、2回が 12 都道府県（26%）、3回が 6 都道府県、4回が 2 都道府県、5回が 1 都道府県（大阪府）と、複数回行っている都道府県が 4 割程度ありました。実践研修についても、修了者数は 4,775 人（最多修了者数 274 人）、研修開催回数は 1回が 35 都道府県（79%）、2回が 7 都道府県（16%）、3回が 1 都道府県、4回が 1 都道府県（宮城県）となっていました。

平成 25 年度以降、修了者数は毎年増加しています。翌 28 年度も修了者数の増加が予想され、平成 30 年度には基礎研修修了者 30,000 人、実践研修修了者 18,000 人、基礎と実践の両研修を修了した者は、20,000 人程度になると試算されます（図 1）。

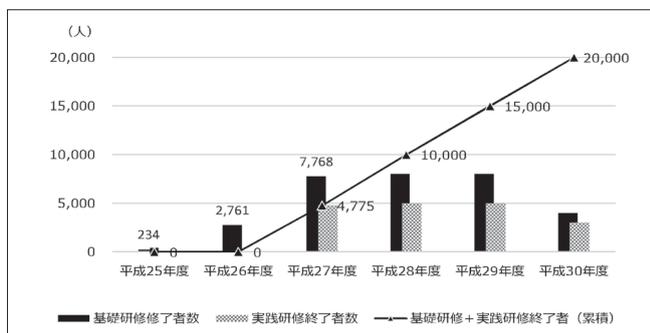


図 1 基礎研修及び実践研修修了者数の推計（累計）

II. 研修の実施主体と実施体制

研修の実施主体は「都道府県」と「事業所【委託】」が、それぞれ約半数を占めていました。また実施体制については、「都

道府県と事業所とが共同で行う」都道府県が 5 割、「都道府県主導」が 3 割、「事業所単独」が 1～2 割となっていました。

ただし研修を複数回実施した 2 つの都道府県では、「基礎研修 A は都道府県が主体」で行い、「基礎研修 B は委託事業所が主体」で行うといったように、実施主体や実施体制が複数ある都道府県もありました。

III. 年間を通した 4 タイプの研修日程

基礎研修は秋～冬、実践研修は冬～春にかけて多く開催されていました（図 2）。最も修了者数が多かった大阪府では、基礎研修を 9 月に 2 回、10 月に 3 回、実践研修を 11 月に 2 回と、計画的な研修の開催がうかがえました。また千葉県では指定事業者制とするため、先ず講師育成を兼ねた都道府県直営での研修を 11 月（基礎研修）と 12 月（実践研修）に開催し、その上で指定事業所による研修を 2～3 月にかけて開催されていました。さらに宮城県では 7 月から翌年 3 月にかけて基礎研修を 4 回、実践研修を 4 回、年間を通してコンスタントな研修の開催が行われていました。

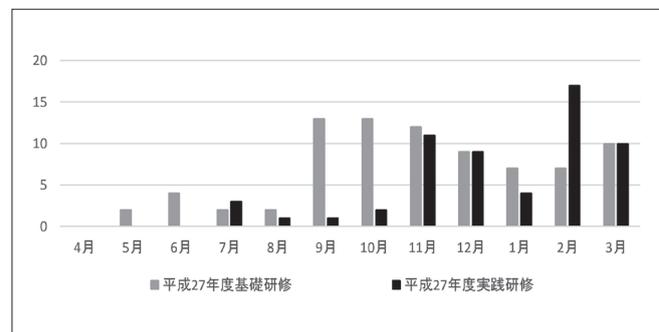


図 2 基礎研修、実践研修の開催月の比較図

3 都道府県のような、①開催期間集中型の研修、②講師育成研修を含めた 2 段階の研修、③期間分散型の研修、と多くの都道府県で実施されている、④年 1～2 回の研修、といった 4 タイプの研修が、開催時期から推測されました。各都道府県に

よって研修の予算や係る人員数、受講者や事業所のニーズなど、それぞれの実情に合わせた、研修日程（開催時期）の工夫がうかがえました。

IV. 都道府県独自の工夫（研修の企画や運営）

25 都道府県から、基礎研修・実践研修の企画や運営で工夫している点について回答いただきました。回答結果を整理すると、①時間や内容の工夫、②研修後にフォローアップを実施、③開催場所や日程を複数設定、④受講者に要件を設定、といった工夫が行われていました。

V. 強度行動障害支援者を養成する都道府県独自の取り組み

8 都道府県から、強度行動障害支援者を養成する都道府県独自の取り組みについて回答いただきました。表 1 に、3 タイプに整理した独自の取り組みを記載しました。

表 1 3 タイプの都道府県独自の支援者養成の取り組み

I. 研修内容と実際の支援との結びつきを徹底させる取り組み

■北海道：基礎研修修了者とその管理者へのフォローアップを目的としたパッケージ研修を道内 4 箇所（旭川・函館・札幌・釧路）にて開催。同研修には管理者コースと受講者コースの 2 コースがあり、管理者コースでは「虐待防止への対応」「支援者のメンタルヘルスを考える」「制度最前線」など、事業所運営やマネジメントのヒントとなる講義が組み込まれた内容。その他の取り組みとして、行動障害を有する方への支援に関する相談支援（コンサルテーション）を平成 27 年 6 月より開始し、計 19 箇所の相談支援（事例検討など）を行っている。

II. 既存の他研修を活用して都道府県研修内容を補完する取り組み

■三重県：例年実施している「発達障がい理解促進研修」（地域生活支援事業）を強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）のプレ研修として位置づけ開催。「当講座は、平成 28 年 1 - 2 月に開催予定の「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」の事前学習の機会として位置づけている。必須ではない。

「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」の受講を予定している方で、これまで自閉症のある方への支援に携わったことがない方等には、当講座の受講を勧めている。」（案内文より抜粋）。発達障がい理解促進研修受講者約 200 名の内、基礎研修受講者が 7 - 8 割（約 150 名）が受講。

III. 複数回の連続研修の中で、（強度）行動障害者への直接支援を通し、計画立案から再評価まで支援のサイクルを実践する取り組み

■千葉県：「行動障害の支援にあたっている者」もしくは「各施設において研修内容を実践に反映させることのできる役割を担う

者」を対象に、平成 27 年度は 38 / 年（回）の連続研修を県単事業として平成 26 年度から開催（平成 26 - 29 年度期間を予定。昨年度は 36 / 年（回））。受講者が所属する施設への訪問指導やトレーニングセミナー（千葉県 TEACCH プログラム研究会）の受講など、強度行動障害に関する専門性を有し、地域における支援の中核となる人材養成を目指した取り組みを行っている。表内に取り組みの一例を紹介していますが、この他に、II については神奈川県で、III については東京都、大阪府、和歌山県、鳥取県で、強度行動障害支援者養成の独自の取り組みが行われていました。

VI. 基礎研修・実践研修の今後と、都道府県独自の取り組み

平成 27 年 6 月に行ったアンケート調査では、基礎研修の受講予定者数は 6,000 人程度と推測されていました。しかし実際には 7,768 人と、年度当初と比較して 1,700 人以上増加していました。修了者数が大きく増加した背景には、2015 年度の障害福祉サービス等報酬改定の加算要件などに同研修が位置付けられたことが、その要因として推測されます（表 2）。今後、経過措置が修了する平成 30 年度までは受講ニーズが非常に高いことが予想され、各都道府県での実情に応じた積極的な研修の開催が期待されます。

表 2 基礎・実践研修に関連した加算一覧

□施設入所支援	： 重度障害者支援加算 II
□短期入所	： 重度障害者支援加算
□共同生活援助	： 重度障害者支援加算
□医療型障害児入所施設	： 重度障害児支援加算
□福祉型障害児入所施設	： 重度障害児支援加算・強度行動障害児特別支援加算
□児童発達支援、放課後等デイサービス	： 児童指導員等配置加算・指導員配置加算

ただし、基礎研修・実践研修の内容はあくまで行動障害者支援の基礎であり、それだけで強度行動障害者支援のノウハウが習得できるようにはなりません。まずは研修内容を事業所内で共有し、事業所として根拠に基づいた支援が提供され、更に表 1 のような都道府県単位での養成研修、学習会が継続して行われることで、地域単位で、しっかりと支援が提供できるチームが整備されることとなります。研修後の更なる学びと、事業所間との連携が、本来の意味で当事者のニーズに応えるためには、必要といえます。

都道府県独自の強度行動障害者支援従事者の育成（学習会や研修）や、都道府県独自のサービス事業が散見されるようになりましたが、強度行動障害支援体制が十分に整備されている訳ではありません。いつでも、どこでも、誰でも、強度行動障害がある方へ必要な福祉サービスが提供できるようになるには、もう少し時間が必要です。これからも着実な前進が求められます。

特別な支援を必要とする利用者のための支援者養成現任研修 ～現場でプログラム、その1年を振り返って～

事業企画部研修・養成課研修係長 安立 美幸

○はじめに

のぞみの園では、全国の障害者支援施設や関係機関などで課題となっている高齢の知的障害者への支援や著しく行動障害等を有する者への支援、矯正施設を退所した知的障害者への支援、発達障害児・者等への支援に関して、福祉と医療の連携したモデル的な支援の実践と支援の実践を踏まえた調査・研究を進めています。また、その成果については、研修会の開催やニュースレターなどを通して全国の障害者支援施設や関係機関に情報を発信しています。

このような取り組みの中で、のぞみの園が培ってきた支援技術や調査・研究の成果を実際の支援に広く活用していただくことを目的として、「高齢知的障害者支援コース」、「行動障害者支援コース」、「矯正施設等を退所した知的障害者支援コース」、「発達障害児支援コース」の4つのコースを設定し、全国の障害者支援施設や関係機関などで知的障害や発達障害の方々への支援に携わっている若手職員を対象に、支援者養成現任研修を平成25年度より開始しました。

それぞれのコースの特徴や平成27年度の受け入れ状況をご紹介します。

【高齢知的障害者支援コース】

のぞみの園の入所利用者の平均年齢は62歳（平成28年4月1日現在）を超え、高齢期への支援に特化した生活寮での取り組みを行っております。



他方、全国の障害者支援施設においても高齢期の知的障害者への支援は喫緊の課題となっております。特に高齢化による機能低下などにより、作業活動などを行うことが困難な利用者に対して、生きがいを持てるような日中活動をどのように計画し、また認知症などの利用者に対しては医療との連携をするなど、個人に寄り添った支援に取り組んでおります。

平成27年度は、県立や民間の障害者支援施設などの職員5人の方々を受け入れました。具体的に高齢化対策は始めていないといった事業所からの参加もあり、今後に向けてのぞみの園の支援技術のノウハウを活かしたいとの目的もあったようです。研修プログラムの特徴としては、生活の場面における環境設定や医療との連携、コミュニケーションスキルや介

護技術、知的障害者の認知症ケアなど、高齢知的障害者への支援のポイントについて実際に日常の利用者支援に携わっていただきながら、理解を深めていただけるようにしています。

【行動障害者支援コース】

のぞみの園では、著しい行動障害などを有することで他の施設などでの支援が困難な障害者（強度行動障害や精神科病院等に入院している知的障害者など）を受け入れ障害特性のアセスメントや支援プログラムの実践を通して問題行動を軽減し、地域移行へ繋げる支援に取り組んでいます。



平成27年度は、国立病院機構や社会福祉事業団、障害者支援施設などの職員14人の方々を受け入れましたが、本コースは非常に希望が多く、全ての希望者を受け入れることができませんでした。研修プログラムの特徴としては、行動障害の方々への支援の実験を体験して支援技術などについて学ぶとともに、アセスメント、TEACCHプログラムをイメージした手法や視覚的な支援を用いた居住環境・生活空間の構造化、スケジュールの提示や自立課題の活用、医療との連携など、また、座学として、行動障害の理解や対応、記録の種類と取り方、支援会議の運営方法やチームとして支援をしていく中での工夫などの時間も設け、行動障害の方々への支援について理解を深めていただけるようにしています。

【矯正施設等を退所した知的障害者支援コース】

のぞみの園では、矯正施設などを退所した知的障害者などを受け入れ、「自活訓練ホーム」という矯正施設退所者に特化したセクションで、福祉



と医療が連携した支援、就労や地域生活を目指した支援などを実施し、安定した地域生活が営めるよう取り組んでいます。

平成27年度は、救護施設や地方自治体の職員2人の方々を受け入れました。研修プログラムの特徴としては、利用者の支援に携わる部分と地域移行に向けた取り組みとして、他機関

との連携がどのようになされているのかを理解していただくため、保護観察所や矯正施設、地域生活定着支援センターなどへの訪問、実際に地域で生活している利用者の自宅を訪問するなど、地域移行支援に対して具体的にイメージしていただけるような内容としています。また、支援の実際の現場においても、面接や社会生活力に対するアセスメント、支援プログラム、医療との連携などについて理解を深めていただけるようにしています。

【発達障害児支援コース】

平成25年4月より、発達障害のある人のニーズに対応して就学前から成人まで切れ目なく支援ができるよう医療スタッフと福祉スタッフが連携・協力し



て、療育支援及び家族支援を行う事業として障害児通所支援センター「れいんぼ〜」を開設し、「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」を実施しました。この事業の実施に伴い、発達障害児の支援に必要な専門知識と技術の習得など実践を通して学んでいただくため、平成27年度より新たに「発達障害児支援コース」を加えました。

平成27年度は、県内の発達障害者支援センターや保健福祉事務所の療育担当の職員、県内外の児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所などの職員9名の方々を受入れました。研修プログラムの特徴としては、発達障害の概論、療育支援の方法、各専門職（臨床心理士、作業療法士、保育士など）によるアセスメントやアプローチの方法、児童発達支援及び放課後等デイサービスの運営などについて講義を行っています。また、実際の療育場面で実務（個別のアセスメント、課題作成、実践、振り返り）を行いながら全体の流れを体験し、理解を深めていただけるようにしています。

○成果として見えるもの

平成27年度の受け入れでは、同じ地方自治体や事業所などで複数コースへの参加や同じコースを複数の方で参加されたケースもありました。また、研修についてアンケートを実施し、感想や満足度を確認させていただいております。アンケートは、研修終了直後と概ね1ヶ月経過後を目途に効果測定としてご協力いただいております。満足度については、どちらのアンケートでも非常に高い評価を得ることができました。特に、効果測定としてのアンケート中の『研修後の支援方法や行動への変化』について尋ねた項

目では、

- ・「今まで以上に利用者のペースを重視して支援を心掛けるようになった」
- ・「支援の根本的な考え方に変化があった」
- ・「利用者に対し、研修での学びの活かし方を常に考えながら支援するようになった」
- ・「着目すべき改善点が明確になった。職員を説得する自信がついた」など

参加者の多くに技術面のみならず心理面での変化も感じられ、そこに支援を重ねながらそれぞれの現場に立たれている様子が伺えました。

○今後の課題として

本研修は平成25年度より実施し3年が経過しましたが、「行動障害者支援コース」や平成27年度より実施した「発達障害児支援コース」の希望が多く、研修期間を変更していただいたり、受入れに応えられない状況もありました。また、研修期間は原則5日間の日程で実施していますが、5日間の日程で業務を不在にするのは、とても厳しいという声も多く聞かれています。このようなことから、今後はより多くの方々が研修を受けられるよう検討してまいりたいと考えております。

また、研修内容の充実を図るため、研修を希望する際に、研修申込書を記載していただいております。その中で「研修目的」や「研修で質問されたい内容」の欄を設けておりますので、研修の目的や質問内容などをわかりやすく記載していただくと、そこに合わせた研修内容を組み立てられ、皆さまのご要望に応えやすくなるのではと考えております。研修の充実を図るためにもご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、平成28年度の支援者養成現任研修のご案内については、当ニュースレター 30ページに掲載しておりますので、ぜひご活用いただければと思います。

表1 各コースにおける年度別受入れ実績

	H25	H26	H27
高齢知的障害者支援コース	3人	4人	5人
行動障害者支援コース	2人	10人	14人
矯正施設等を退所した知的障害者支援コース	2人	1人	2人
発達障害児支援コース	—	—	9人

【平成27年度 生活困窮者就労支援準備支援等補助金 社会福祉推進事業】 障害のある犯罪行為者の受け入れ経験のある事業所における支援に関する研究 ～情報収集、評価・分析・解釈、共通理解に着目して～

地域支援部長 小林 隆裕

福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した障害のある犯罪行為者への支援は現在の障害福祉政策の課題のひとつといえます。平成21年から開始された地域生活定着支援事業（現地域生活定着促進事業）は矯正施設を退所した障害のある犯罪行為者を福祉施設へつなげ、その実績も徐々にではあるが上がってきています。しかし、当法人が行った平成25年度の調査では1年間に矯正施設を退所した障害者を受け入れた施設は全体の4.8%（H22調査5.6%）のみであり、受け入れ実績のある障害者支援施設に受け入れ件数が集中している一方、多くの障害福祉事業所においては障害のある犯罪行為者の受け入れに抵抗を感じ、支援のノウハウを構築していくことが困難であることが推測されます。このような状況の中、受け入れ実績の多い事業所において、支援提供時にどのように情報収集をし、評価・分析・解釈をした上、職員間で共通理解をしているのか、今回の調査から見ていきたいと思えます。

I. 研究方法

障害のある犯罪加害行為者の支援においては、障害福祉サービスが従来行っている生活面のみに着目するのではなく、犯罪・非行行為に関する視点も必要とされています。これら双方は相反するものではなく、相互補完をするものであるとの指摘から、支援の根拠となる情報収集、評価・分析・解釈、共通理解（以下、アセスメント）について生活面だけでなく、犯罪・非行行為についても検討を行いました。

調査にあたっては当法人が平成25年に行った障害者支援施設のうち、受け入れ実績の多い事業所及び、研究を進めるにあたり当法人が設置した学識経験者及び実務者、法務省及び厚生労働省の担当官を構成とする委員会からの推薦を得た事業所5ヶ所に訪問聞き取り調査を行い、事例ごとにどのようにアセスメントを行ったのか、受け入れ前、受け入れ3か月まで、受け入れ3か月经過以降から集結までと退所後についての支援経過ごとに調査をまとめました。

II. 研究の結果

(1) 受け入れ前

① 収集している情報

受け入れ実績の多い事業所では生活面、犯罪・非行行為の面と、双方の情報を収集していたことが確認されました。また、この時期に収集している情報の特徴としては、矯正施設などの現在の状況だけでなく、本人の過去の情報に注目しています。収集している情報は多岐に渡りますが、生活面と犯罪・非行行為に分類を行うと以下の表1の通りとなります。

表1

視点	項目	具体的な内容
生活面	医療／保健	既往歴、主治医の有無、服薬の有無
	収入（経済的基盤）	障害年金受給の有無、負債の有無
	就学・就労	学歴、学校での人間関係、いじめの有無、職歴、就労していた時期・内容・人間関係
	住居	住居の形態、福祉サービス利用の有無
	ADL	身体介護の必要性
	家族関係	家族構成、家族との関係性
	対人関係	コミュニケーション能力
	交友関係	信頼できる人、知人関係の有無
犯罪非行面	趣味／生きがい	趣味、生きがいの有無
	行動歴	内容、頻度、行った前後の本人の様子
	交友関係	犯罪・非行行為に関する交友関係
	家族関係	家族とのトラブルの有無、虐待の有無
	対人関係	対人トラブルの有無
	物質乱用	薬物使用の有無、アルコール依存の有無

② 情報収集の方法

受入れ相談の後には地域生活定着支援センター、矯正施設、行政機関から本人の同意を得て、受入れ事業所に情報が伝えられ検討が行われると共に、さらに必要な情報については、受け入れ相談元に問合せを行っている事業所もありました。また、いずれの事業所においても受入れ前に刑務所等において本人の面接を行い、自らの事業所の紹介を行うと同時に本人の施設利用に関する意思確認及び、本人から情報を直接得ていました。

③ 評価・分析・解釈

上記から得られた情報から評価・分析・解釈を行い、受け

入れ前にどのような支援が必要か検討を行います。その特徴として（ア）生活面、犯罪・非行行為の面と双方を検討、（イ）複数人で検討を実施、（ウ）外部のアドバイザーが参加して検討、（エ）必要に応じて複数回実施などをあげることができます。

④ 共通理解

収集した情報とアセスメントの結果の共通理解は、評価・分析・解釈を支援チーム内において検討することで促進をさせていたことがわかります。また、支援の引継ぎを当初から意識し、その内容を記録するなど対応をしていることがわかりました。

(2) 受け入れ後（0～3か月）

この時期の情報収集は本人の生活ぶりを直接観察して得ると共に、自己開示してもらった情報から検討を行い、評価・分析・解釈においては受け入れ前に想定をした支援内容の変更の確認をし、共通理解は評価・分析・解釈を継続的に支援チームで検討し促進させている事がわかりました。

(3) 受け入れ後（3か月以降）

情報収集、評価・分析・解釈、共通理解と0から3か月の間に行っていた内容とほぼ変化はないものの、支援提供後の本人からの反応や、何らかのアクシデントが起こっており、その前後の本人情報を収集するとともに、その要因について評価・分析・解釈がされていました。

(4) 退所に向けた支援が開始される時期

この時期の情報収集については変化はないものの、退所後の日中活動の場、必要な支援を本人が地域で継続的に維持できるように評価・分析・解釈が行われ、その情報を新たな機関に引き継ぐために情報共有の場が設けられるなど行われていました。

(5) 退所後

事業所によって頻度は異なるものの、フォローアップとし

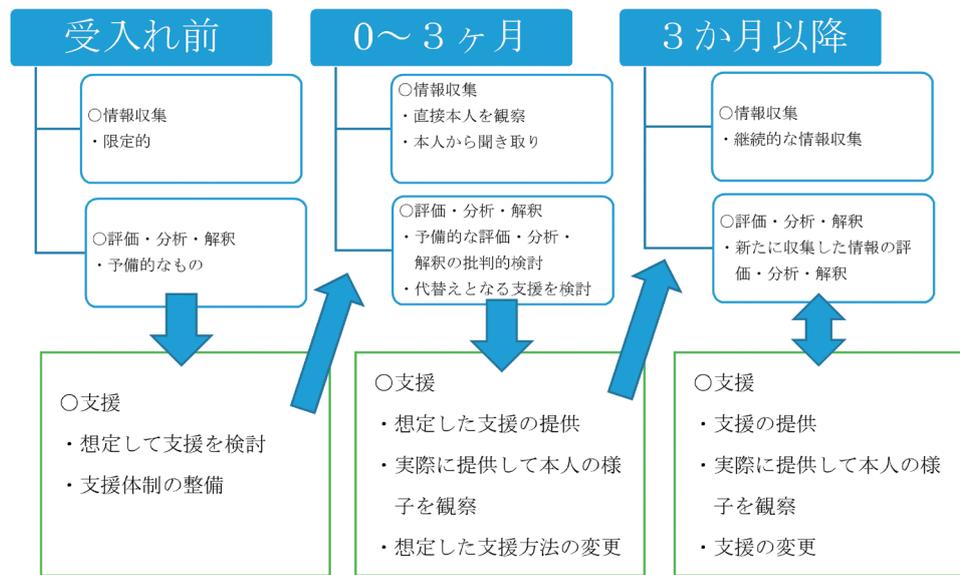


図1

て退所後の本人情報を収集し、アクシデントの発生時など支援チームの会議に出席し、対応方法など、これまでの支援の経過から評価・分析・解釈する等の検討が行われていました。

Ⅲ. まとめ

受け入れ前から退所に至るまでの過程において、情報収集、評価・分析・解釈、共通理解をまとめると、それぞれの時期における特徴がうかがえます。それぞれの特徴を表したものが図1となります。

受け入れ前は本人と接触することができない段階であり、極めて限られた情報を分析・評価・解釈し、有効と推測される支援を考えざるを得ません。アセスメントも予備的なものであり、実際には支援が開始され、直接本人を観察する事から本人情報を収集し、事前に行ったアセスメントを批判的に検討し、新たな支援のあり方を考えていかなければなりません。これらの検討は日々の支援の積み重ねと共に継続して取り組まなければならない、途中で起こる様々なアクシデントも含め、その都度または定期的に情報の収集、評価・分析・解釈、共通理解をバージョンアップさせ、必要な支援を組み立てていかなければならないものとなります。その際には犯罪・非行行為に関しては受け入れ事業所だけの検討は難しく、専門性の高い人材の協力が不可欠であると考えられます。

今後の受け入れ事業所拡大に向けては地域生活定着支援センターの相談業務の活用や実績のある事業所の職員が外部のアドバイザーとなる事が求められているものと考えます。

平成28年度 調査・研究のテーマについて

研究部研究課研究係員 村岡 美幸

平成 25 年 4 月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）は、改正法案が平成 28 年 5 月に成立し、一部を除いて平成 30 年 4 月の施行が予定されています。今回の見直しは、大きく 3 つの柱、「1. 新たな地域生活の展開」、「2. 障害者のニーズに対するよりきめ細やかな対応」、「3. 質の高いサービスを持続的に利用できる環境整備」で整理されており、より具体的な改正内容は、実態等を踏まえ今後検討される予定です。

今年度当法人では、厚生労働科学研究費補助金、厚生労働行政推進調査事業費補助金等を受け実施する調査研究が 3 本あるほか、厚生労働科学研究費補助金の分担研究者として係る調査研究が 2 本、法人内で行う実践研究を 6 本実施する予定です。制度の改正等に係る調査研究や支援方法等に関する研究を法人の職員のみならず、多くの有識者・実践者の皆様のご協力をいただきながら実施していきます。また、入所施設、グループホーム、相談支援事業所等を対象としたいくつかの調査も予定しておりますので、お手元に届きました皆様におかれましては、ご協力のほど、お願い申し上げます。

平成 28 年度の主なテーマ

I. のぞみの園における実践的な研究

のぞみの園の入所者平均年齢は、平成 28 年 4 月現在で 62.6 歳、最高年齢 91 歳と重度の高齢知的障害者が多く生活しています（図 1）。それゆえ、高齢になり生じる様々なニーズに対し、迅速かつ適切に対応できるよう、日々、実践レベルで研究に取り組み、支援の評価・検証を行っているところです。前年度は、グループホームで生活する高齢知的障害者の生活実態や、短期入所の利用ニーズと支援の実態等の調査研究に取り組んできました。今年度は、新規のテーマを含め 5 本の高齢知的障害者に関する研究に取り組むほか、切れ目のない支援を実施すべく平成 25 年度から事業を開始している児童発達支援事業及び放課後等デイサービスでの実践に活かす調査研究を 1 本、計 6 本を、現場の支援員や専門職が中心となり取り組んでいく予定です。

- ① 重度障害者の安定した地域生活を支える取り組みに関する研究
- ② 高齢知的障害者が生活する入所施設とグループホームの生活に関する研究
- ③ 高齢知的障害者を対象としたライフストーリーワークの取り組み
- ④ 知的障害のある人の認知症ケアに関する研究
- ⑤ 成人期以降の機能低下を予防する支援と医療連携に関する研究
- ⑥ 発達障害児の療育と家族ニーズの変化に関する研究

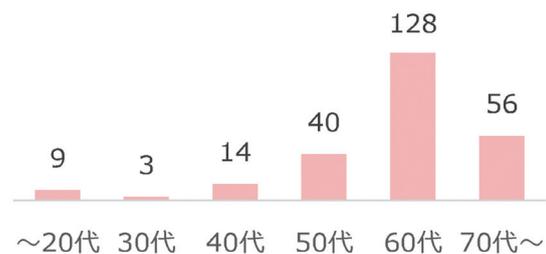


図 1 のぞみの園入所者の年齢別人数

II. 強度行動障害支援に関する支援の評価及び改善に関する研究

強度行動障害支援者養成研修が、平成 25 年度より都道府県地域生活支援事業として実施されています。平成 27 年度は基礎研修を 7,768 人の人が、実践研修を 4,775 人の人が修了しており、平成 30 年までに基礎研修修了者 30,000 人、実践研修修了者 18,000 人、基礎研修及び実践研修修了者は 20,000 人程度の修了が見込まれています（詳細は 12 ページ参照）。こうした大規模な人材養成が急速に進む中、支援の質をどう担保していくか、大きな課題となっています。

そこで今年度は、①強度行動障害支援者養成研修（同カリキュラムとなっている行動援護従業者養成研修含む）の実施状況ならびに修了者数の把握、②支援の質を評価する指標の作成ならびに標準的な支援方法の実施状況の把握、③強度行動障害支援の方針を大きく変更し、サービスの質が向上した事業所の実態把握、④強度行動障害者支援を先駆的に行ってきた事業所の長期間の支援事例の検討とモデルとなる支援事例の検討を行う予定です。

また④の先駆的に行ってきた事業所の長期間の支援事例については、多くの皆様と共有できるよう11月上旬に品川にてセミナーの開催を予定しているところです。

Ⅲ．矯正施設を退所した障害者の地域生活支援に関する研究

これまでに研修テキストの作成や、犯罪・非行行為を行った知的障害者の受け入れを行う際のアセスメント方法等を研究する中で、矯正施設に入る前からの社会のつながりなどについて整理することの必要性を感じ、今年度、①矯正施設を退所した知的等障害者の矯正施設に入る前、退所後、どのような資源・人脈とつながっていたか、さらには、②矯正施設退所後に、どのような住まいに落ち着き、その後どのような場所に転居していったかといった転居の変遷を調査することにしました。また、中央研修テキストにつきましては、9月頃の発刊を目指し、最終調整を行っています。

Ⅳ．障害者福祉施設およびグループホーム利用者の実態把握、利用のあり方に関する研究

昨年度、高齢知的障害者のグループホームを対象に実施した生活実態調査の中で、医療機関との連携について、50歳未満の利用者が少ないホームは、日中活動先や家族で対応しているホームが50%を占めるのに対し、50歳以上の利用者が多いホームはグループホームで対応していることが明らかとなったほか、グループホームごとに、高齢者が多いホームもあれば、30代から80代までが一緒に生活しているホームもあるなど、その実際は非常に多様なことが分かっています。

今年度は、入所施設からグループホームに移行した知的障害者を対象に、入所施設とグループホームの費用や過ごし方等の生活実態の比較を行い、それぞれのメリット・デメリット、役割等を整理した上で、生活の場を選択する際の基礎資料をまとめられればと考えています。

Ⅴ．地域ならびに施設で生活する知的障害者の健康管理に関する研究

昨年度、200の障害者支援施設を対象に、健康診断の実施状況等について調査したところ、回答のあった全施設で健康診断は実施しているものの、聴力・視力検査は検査方法を理解することが難しく、実施率が低くなっていることがわかりました(図2)。このほか、高齢化とともに、検診車での受診が困難になってきていることなどが指摘され、従来と同じ方法では検査ができなくなっていること等もわかりました。

今年度は、親の会の皆様などにご協力いただきながら、自宅で生活する知的障害者等を対象に調査を実施し、昨年度の結果と併せて、知的障害者等の健康診断の実態と今後の課題についてまとめていきたいと考えております。

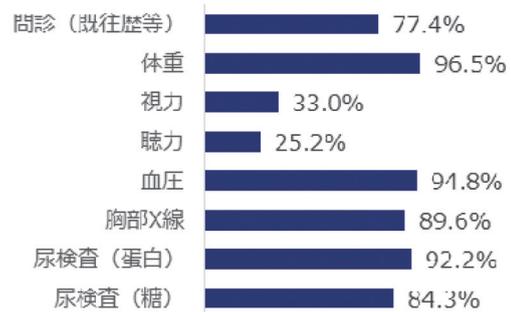


図2 障害者支援施設で必須としている検査項目

平成28年度 新たに発行する刊行物

当法人では、調査研究で得た情報をより分かりやすく、また多くの皆様にご活用いただけるよう、書籍化する取り組みを行っております。これまでに発刊した書籍は、知的障害者の認知症についてスポットを当て、病状経過や支援のポイント等をまとめた『50歳からの支援』や、自閉症の方への支援のポイントとその実際・変化をまとめた『あきらめない支援』、高齢知的障害者の現状と課題・支援の実際などをまとめた『スタンダードをめざして』、強度行動障害支援者養成研修用のテキスト『強度行動障害支援者養成研修【基礎研修】受講者用テキスト』等、述べ13冊にのぼります。

今年度は新たに、厚生労働科学研究費補助金で3年間、障害者虐待に係る研究に取り組むことで見えてきた障害者虐待防止を促進するために必要な本。具体的には、事業所ベースでの学習会に活用できる『事例で読み解く障害者虐待防止(仮)』の発刊を予定しているほか、矯正施設を退所した障害者の支援者を養成する際の研修用テキスト『中央研修テキスト(矯正施設退所者)(仮)』などを発刊する予定です。販売時期が決まりましたら、改めてご案内いたします。なお、現在販売している書籍につきましては、同封しておりますチラシにてご確認ください。

研究成果の公表について

当法人で行った調査研究は書籍以外にも、ニュースレターや、日本発達障害学会、日本社会福祉学会、自閉症カンファレンスNIPPON、認知症ケア学会などの各種学会で報告しているほか、毎年6月に発行している『国立のぞみの園紀要』に、前年度に行った全ての調査研究を掲載し、公表しています。紀要は、有償でお譲りしているほか、当法人のホームページ内「調査研究」(<http://www.nozomi.go.jp/>)からダウンロードすることもできます。ご興味を持たれた方は、是非アクセスしてみてください。また、公開しておりますデータ、情報等についてご不明な点やご意見などがございましたら、研究部(027-320-1450)までご連絡ください。

こども臨床の日常より

診療部長 有賀 道生

I. コミュニケーション

日常の外來診療では、コミュニケーションについての相談が多いです。

「私の話を相手にきちんと聞いてもらいたい」「考えていることをどうしたらうまく伝えられますか」など。このようなニーズが高まっている背景には、サービス業全盛のご時世において、コミュニケーションスキルを高めねば厳しい競争市場で勝ち残れないからでしょう。

さて、皆さんは会話の中で何を重視していますか？話すこと？聞くこと？もちろんどちらも大切でしょう。「話す」例えて言うならボールを投げること、上手な話し方を体得したいというニーズは高いです。一方で「聞く」いわゆるボールを取るこそが会話では大切であると、聞く技術なんていうのも巷では一時流行り書籍も多く出版されていたこともありました。

私がコミュニケーション上重視していることとして、発することばを受け取ってもらうために、相手に「準備してもらおう」ことを、コミュニケーションの一連の流れとして重要な位置づけにしています。例えば、「これからボールを投げるけど取り難いボールだったらごめんよ、でも何とか取ってね。お願いします！」のように。

「これからお話しすることは、あなたにとって極めて重要なはずですよ」と前置きすれば、相手の多くはえっ？何？？

と緊張が走り豪速球を待ち受けるかのように耳を傾けてくれるかもしれません。結果、「取ったはいいけどこの程度っすか？」相手にとって全然重要ではなかったりして…。いずれにせよ、突然投げたら相手は驚いてよけるでしょう、ってことをお伝えしたいのです。

II. 学校と親とこども

学校で荒れているこどもについて、教員から保護者へ「1度学校での様子を見に来てください」といったお願いをすることが時折みられます。学校現場でのこどもの暴れっぷりを直接見てもらうことで、「学校だって大変なんです！」という根拠を直接分かってもらおうとの試みなのでしょう。

しかしこのやり方は、家族支援という観点からすると、最悪の方法に思えてなりません。わが子がつらそうにしているのを、見たいと思う親はいるでしょうか。苦しんでいるこどもの姿を目の当たりにした保護者は「育て方を間違えたのか」と自責的になるリスクが非常に高くなるでしょう。一方で学校に対して「指導の仕方がおかしいのでは？」など攻撃的になる可能性も否めません。

保護者には、こどもたちが学校という環境で楽しそうにしている姿を見せてあげたいものです。気になる点はまずはそっと一言、でいいのではないのでしょうか。

場から

Ⅲ. 感情コントロール

「感情のコントロールをできるようにしてほしいのですが…」

「それって、例えていうなら、今日も明日も明後日も、晴れた天気させられるように、ということですか？」

天候は自らの力ではどうにもなりません。雨の日にどのように過ごそうか、そんなことを話し合うならいいのですけどね。晴耕雨読。

Ⅳ. しつけ

診察時のこどもの態度を見ていると、発達障害特性とか、トラウマが影響しているとか、虐待なのではとか、こども臨床の風潮より評価しがちな態度について、育児の原点に立ち返って評価してみると、実は、こどもの発達に必要な「しつけ」がおろそかにされているのではなかろうか、という育児の根源が損なわれている結果なことも往々にしてあることに気づきました。これはスルーしてはなりませんね。

しつけかたは、こどもの特性に応じて異なるものではありますが、程度問題もありますが、こどもを「しつけない」というのは、あり得ませんからね。右も左もわからないこどもたちに、社会生活に必要なマナーやルールをどう教えていくか、一緒に考えてみませんか。

Ⅴ. 虐待臨床の1コマ

「私だってがまんしてきたのですから、あなたにも少々がまんしていただかないと」という考え方は、割と虐待の温床になる気がします。虐待をしている人は、自分がされてきたことよりは少々抑制した形で行っていることが多いの



で、されたことはいつかしてしまう、の個人的法則に基づき、虐待している人には、この法則を何とか破ってほしい、されたことだけど誰にもしない、良い意味での「反則」をして欲しいと伝え続けることにしています。

Ⅵ. 「しならせる」こと

思春期のこどもたちに対する基本の構えは、一言で言うと「脱力」。常に力が入っていると疲れるし「しならない」。この「しなり」が、子育てにも必要だろうと思います。要するに、思春期のこどもが直面する一大局面で、親が重要なことを伝えたい時に、しなりを感じそしてこどもにそれを感じさせながら伝えることが大切です。脱力状態から瞬間的に力を入れる感覚。私は以前バドミントンを競技として励んでいた時があり、シャトルを速く打ち込むために、まさにこの感覚が大切であったことを思い出します。これにより、ラケットをムチのようにしならせることができます。そういえば、愛のムチ、ということばがあります。ムチは使い方や使う場面で良くも悪くもとなり、ムチが「無知」であった時のこどもが受ける被害の甚大さは計り知れません。いずれにせよ、愛の棒、とは言わないのです。



共に生きる

東日本大震災から5年 ～友愛会の受入から帰還までを振り返る～

事業企画部事業企画・管理課長 古川 慎治

平成23年3月11日東日本大震災が発生しました。それにより起きた福島第1原子力発電所の事故のために避難を余儀なくされた被災者の受け入れについて、3月25日の夜、厚生労働省より福島県双葉郡富岡町より避難している社会福祉法人「友愛会」の3事業所の利用者67人・職員29人とその家族17人の受け入れ要請がありました。



翌日には福島県からも同様の要請がありましたが、要請は利用者だけでも当法人の想定を超えた人数であり、急遽検討の結果、利用者については地域移行などで空いた生活寮と日中活動で使用していた寮の3か寮、職員・家族用については職員宿舎13室で受け入れることとし、準備に入りました。受け入れ予定の生活寮などについて、ライフラインの整備や

ベッド等の生活用品、生活に必要な備品類の他、支援に必要な備品や事務機器等の調達等々、法人を挙げて取り組みました。また、群馬県へ協力要請し、複数の家族用として雇用・能力開発機構が管理する雇用促進住宅12戸を確保してもらうこととしました。更に当法人遠藤理事長より受け入れに際しての心構えとして、「友愛会の自主独立性を尊重し、別法人であることを十分認識した上で礼節に努め、良き隣人としてお付き合いさせていただくことを全職員に周知



しました。



平成23年4月10日、友愛会の皆さんを乗せたバスがのぞみの園につきました。友愛会寺島法人事務局長の「必ず福島へ帰る」という言葉と疲労困憊した皆さんの様子に、改めて全力で応援せねばという思いを強くしました。実際に法人内で暮らして頂くに当たり、適切な距離を保つと共に、定期的な情報交換の場を設定し、必要に応じた生活環境の整備・改修、園内設備（体育館・プールなど）の使用や法人が実施す

る行事・訓練などへの参加、給食システムの利用の他、様々な地域の情報の提供等について可能な限りの配慮を行いました。

グループホームで暮らしていた利用者には、職員宿舎の一部をグループホームとして提供したほか、研修施設として使用していた「富士会館」を改修し、日中活動の場所とグループホームとして提供しました。また、福島県内の各関係機関より委託を受けて利用者の支援区



分調査の実施や、診療所での日常的な受診対応の他、機能訓練や健康診断・予防接種等の医療的なサポートも併せて行いました。時間の経過と共に、園内を散歩したり、行事に参加される利用者や職員の皆さんの姿を見るに付け、徐々に落ち着きを取り戻している様子が感じましたが、故郷への思慕の思いや異国の地での暮らしの大変さは変わることはなかったようです。そ

れから4年が経過した昨年度、富岡町から少し離れた広野町に新たな施設を建築される場所が決まり、ようやく福島へ帰れる目途が立った旨をお聞きしました。そして、それから更に1年がたった平成28年4月21日その新たな施設の落成式が行われ、当法人からも理事長他幹部職員が参加させていただきました。そして4月27日待ちに待った福島帰還の日となり、盛大な出発式の後、法人の利用者・役職員他多数の人に送られ、喜びにあふれた笑顔でのぞみの園を後にしました。



改めて振り返るとき、当法人として当初の理事長からの心構えに従い、「隣の施設」として、常にお仕着せ



ることの無い適切な距離と、「一番身近な協力者」として、何かあればいつでも全力でサポートするという姿勢を保つこと、これにより良い関係を続けることができた5年間であったと思います。帰った後も大変な状況が続くことは想像に難しくありません。これからもこの縁を大切に最大限の応援を続けていきます。

「みどり香るまち」大賞受賞 記念式典を開催しました

総務部総務課課長補佐 原 昭徳

平成28年6月1日爽やかな初夏の中、「みどり香るまち」大賞受賞記念式典を開催しました。

「みどり香るまちづくり企画コンテスト」は、10周年を迎えることを記念して、過去の受賞企画53件の中から、特に積極的に活動を継続し、発展している優良な取り組み1件を「みどり香るまち」大賞として表彰することとなり、図らずも「のぞみの園ふれあいゾーン」の取り組みが大賞を受賞したものであります。（詳細はニュースレター第48号に掲載されています。）

大賞受賞記念式典には、環境省、厚生労働省、高崎市からご臨席を賜り、また、「みどり香るまちづくり企画コンテスト」の共催団体の代表者の方々と審査委員の先生方、のぞみの園保護者会様など、遠方より多くのご来賓の方々がご出席をされ執り行われました。

最初に、主催者を代表して当法人の遠藤浩理事長が、大賞受賞記念式典の開会にあたりご挨拶をしました。その中で、ご多忙の中、多くの方々にご出席をいただいたことに対しお礼を述べられ、また、「のぞみの園ふれあいゾーン」をより多くの皆様にご利用いただくことをはじめ、障害のある人もない人も心おきなくふれあい、交流する多様な行事を実施し、また、地域の障害のある人たちのニーズに的確に対応した事業に取り組むなどにより、地域社会との結びつきを強め、利用者の方々が地域社会の一員であることを実感できる日々を送ることができるように、ひいては共生社会の実現に寄与できるようにたゆまなく取り組んでいく意義を強調しました。

続いて、環境省水・大気環境局 局長様、コンテスト選考委員長でもあります久留米大学経済社会研究所 所長様よりご祝辞を賜り、また、ご来賓の方々を始め、大勢の皆さまに見守られる中、大賞受賞式典・植樹式が行われました。

式典終了後には、参加された皆さまに「のぞみの園ふれあいゾーン」内をご覧いただき、花々や木々の香



りを楽しんでいただきました。

今後も引き続き、利用者やそのご家族、のぞみの園を訪れる全ての方々に「のぞみの園ふれあいゾーン」をご利用していただければ幸いです。また、ご来園された皆さまが楽しくご利用できるようにパンフレットを新たに作成しました。皆さまのご来園を心よりお待ちしております。

アクセスマップ

のぞみの園までのアクセスマップ

交通機関案内

- タクシー利用
当施設 上野駅南口 (西口) より約15分
- バス利用
当施設 13「C」バス停 徒歩約5分
当施設 14「D」バス停 徒歩約5分

お問い合わせ

〒170-0085 東京都荒川区西日暮里2-1-1
TEL 027-325-1501 (代表)
FAX 027-327-7628
URL http://nozomi.go.jp
E-mail webmaster@nozomi.go.jp

のぞみの園ふれあいゾーン案内図

のぞみの園ふれあいゾーンご利用案内

ふれあいゾーンでは、お客様の皆さんに楽しんでいただくために、以下のご注意をさせていただきます。

- ・植物の採取
- ・喫煙、火気の使用
- ・歩道車・自転車
- ・ペットの持ち込み
- ・飲酒

※利用時間は 9:00から17:30です。

ふれあい御休所ご利用案内

ふれあい御休所使用にあたっての注意事項

- ・敷内には飲食、喫煙は禁止です。
- ・敷内に持ち込まれたゴミは、必ず持ち帰りをお願いします。
- ・ふれあい御休所は、室内利用が主となります。
- ・お天気が悪く、利用が難しい場合は、お問い合わせください。

※利用時間は 10:00～16:00です。

のぞみの園ふれあいゾーンガイドマップ

香りでつながる共生社会
～障害のある人もない人も花々や木々の香り空間～

ふれあい彩り広場

ふれあい彩り広場は、四季を通じて楽しめる花壇や花壇、季節に応じて色鮮やかに変化していく花壇の様子をお楽しみください。また、園路には記念植樹として植えられたツバキやアザミの花壇が広がっています。

ふれあい香りガーデン

ふれあい香りガーデンには、71種 181本の樹木、19種 291株の樹木などがあります。樹木は四季を通じて様々な香りを放ち、心地よい空間を演出しています。「ふれあい香りガーデン」は、四季を通じて様々な香りを放ち、心地よい空間を演出しています。

ふれあい御休所

ふれあい御休所は、「ふれあい彩り広場」や「ふれあい香りガーデン」を散策した後に、ふらりと立ち寄り、自然環境を堪能しながら、お茶を飲み、おしゃべりすることが出来る御休所です。ゆったりとした空間で、自然の恵みを感じながら、お茶を飲み、おしゃべりすることが出来ます。

◆お問い合わせ先◆ 総務部総務課企画係 (原・山口) TEL.027-325-1501 (代表)



この度の大賞受賞にあたり副賞として、カツラ1株、ハゴロモジャスミン1株、ジャコウフジ1株を贈呈していただきました事を、この場をお借りしてお礼申し上げます。

Column

新たな挑戦へ

地域支援部就労・活動支援課就労支援係長 新後閑 美保

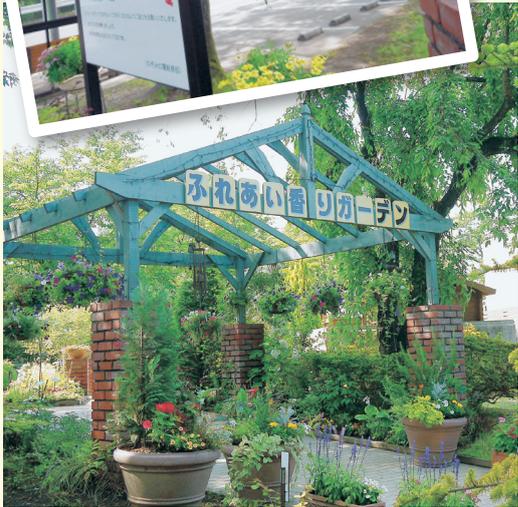
当法人の就労継続支援B型事業所「ふぁいと」では、今年1月に行われた「第19回群馬県きのこ品評会」で生しいたけが金賞を受賞しました。この品評会には、県内の生産者が自慢のきのこを出品し、生しいたけ146点、まいたけ48点、なめこ24点、その他24点の中から選ばれています。過去に2度の受賞は銅賞止まりであり、審査員に絶対無理と言われていた「XR-1」というメジャー品種での受賞でしたので、悲願の目標達成に利用者・職員共に喜びはひとしおです。新年度を迎え、金賞受賞に甘んじることなく、新たな挑戦として新品种の栽培に取り組み始めました。

しいたけの品種は数百種あると言われています。昨年度より、発生数は少ないのですが、見栄えの良い「富富」（トムトム）という品種を試験的に栽培しています。また、栽培当初からある「XR-1」は、見栄えは普通のしいたけですが多発傾向になる品種で、その双方の良いところ取りの性格を持つという「113」という新品种への挑戦です。菌床の製造工程、しいたけの栽培行程は今までと同様ですので、経験値が活かせませす。ただ、1点だけ違いがあります。培養日数が5日間ほど長く95日～100日ほどかかってしまいます。初めて2月23日に「113」の接種が叶い、5月10日に50菌床を発生ハウスに並べました。接種に携わった利用者も「113」の成長を毎日楽しみに見ていました。5月18日には遂に20kgの収穫ができました。「113」の特徴は、傘も軸も肉厚でがっちりしており、香りも良く、初物を皆で美味しくいただき、「これならいける」と、高評価の感想が多くありました。

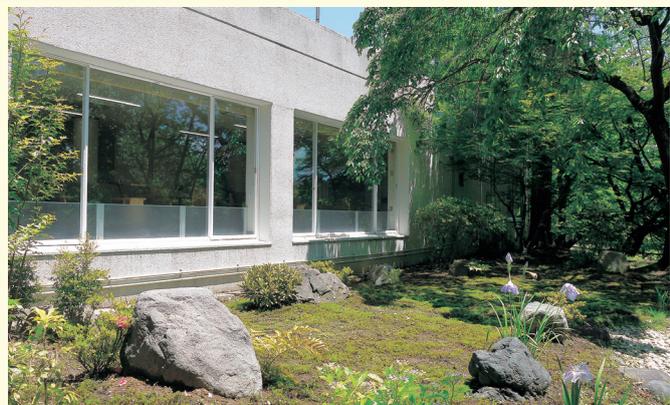
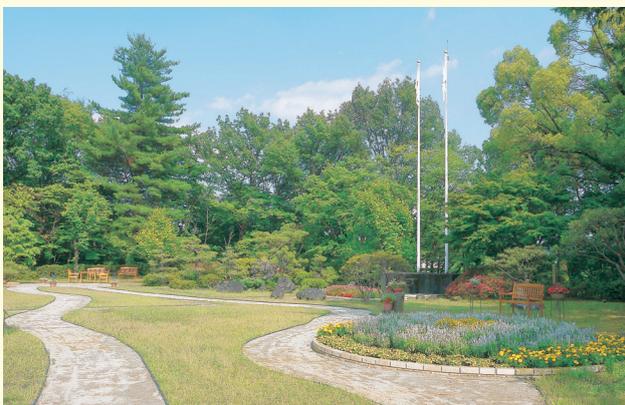
今回試行的に取り入れた「113」、収穫量がこれからの課題になります。今後目指していくことは、販路拡大と営業力のアップ、商品開発を推し進めていくことになります。利用者・職員のスタッフ全員で知恵を出し合い、お客様に愛される良いものを作っていきたいと思っています。



のぞみの園 ふれあいゾーンだより



ハーブや樹木などの香りにみちたふれあい香りガーデン



色とりどりの夏花の花壇のふれあい彩り広場

スギ苔や庭石を配したふれあい御休所の日本庭園

夏の季節の「ふれあいゾーン」は、緑豊かな自然と小鳥のさえずりを楽しみながら、香りの樹木や草花の芳香をまとった癒やしの空間です。

ふれあい彩り広場には、異なるイメージで植栽された2種類の花壇に夏花が元気よく咲いています。広場の周囲には、日本を代表する様々な樹木が樹形や葉の色、形で楽しませてくれます。

ふれあい香りガーデンの癒やしゾーンでは、ラベンダー、ローズマリー、セージ類など多くの種類のハーブが茂り、**ささやきの小径**には、アジサイや、アヤメ、ショウブ、ギボウシ、カンナなどの宿根草が彩りのある景色を作ります。大きな榎の下でベンチに腰掛ければ、涼しい風を感じながらゆったりとした時間をお過ごしいただけます。

ふれあい御休所から眺める日本庭園は、スギ苔の緑色が爽やかに目を楽しませてくれます。ふれあい彩り広場やふれあい香りガーデンを散策した後にはほっとひと息、お茶を飲んだりお弁当を広げたり、ゆっくりくつろぐことができる休憩所です。

I 国立のぞみの園医療・福祉セミナー

働く者の精神保健に関する問題点につき、うつ病、発達障害、パワハラ・セクハラ、ブラック、ストレスチェックなどがメディアも取り上げられるようになりました。本セミナーでは、これらのことばの正しい内容がの理解と職域精神医学の問題点を取り上げます。

演題：「職域メンタルヘルス対策で気になること」

- ①日 時／平成28年7月29日(金) 14:00～16:00
- ②講 師／宮岡等先生(北里大学東病院病院長)
- ③場 所／高崎シティギャラリーコアホール
- ④定 員／200人
- ⑤募集案内／現在受付中です。
- ⑥申し込み・お問い合わせ先／
国立のぞみの園 事業企画部研修係 (担当：安立・宮澤)
TEL 027-320-1357 FAX 027-320-1368

II 矯正施設等を退所した知的障害者支援研修会

1. 福祉のサービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援を行う施設職員等研修会〈中央研修会〉

福祉のサービスを必要とする罪を犯した知的障害者の支援を行うために、その政策・制度、倫理や背景、対象者を理解し効果的な支援技術を学び、演習を通じて関係機関との連携のあり方を学ぶことを目的とした研修会です。

- ①主 催／独立行政法人国立重度知的障害者
総合施設のぞみの園
- ②期 日／広島会場：平成28年9月1日(木)～2日(金)
東京会場：平成28年9月12日(月)～13日(火)
- ③場 所／広島会場：広島市東区総合福祉センター
東京会場：国立障害者リハビリテーションセンター学院
- ④定 員／広島会場：70人
東京会場：70人
- ⑤募集案内／7月を予定しています。
- ⑥申し込み・お問い合わせ先／
国立のぞみの園 事業企画部研修係 (担当：安立・宮澤)
TEL 027-320-1357 FAX 027-320-1368

2. 非行犯罪行為に至った知的障害者を支援し続ける人のための双方向型研修会

矯正施設退所者への福祉的支援について、参加者が互いの実践等の情報共有を行うことにより支援実践の深化を図る事を目的とした双方向型の研修会です。今年度はこれまでの1日開催から2日間に渡るプログラムとし、講演やポスター発表等も組み込み、より充実した内容の研修会としました。

- ①主 催／独立行政法人国立重度知的障害者
総合施設のぞみの園
- ②期 日／平成28年12月2日(金)～3日(土)
- ③場 所／東京都内(調整中)
- ④定 員／12月2日(金)→250人
12月3日(土)→100人
- ⑤募集案内／9月頃を予定しています。
- ⑥申し込み・お問い合わせ先／
国立のぞみの園 事業企画部研修係 (担当：安立・宮澤)
TEL 027-320-1357 FAX 027-320-1368

Ⅲ 国立のぞみの園福祉セミナー 2016

1. 発達障害セミナー「自閉スペクトラム症の子どもの感覚・運動の問題と対応法」

働く者の精神保健に関する問題点につき、うつ病、発達障害、パワハラ・セクハラ、ブラック、ストレスチェックなどがメディアも取り上げられるようになりました。本セミナーでは、これらのことばの正しい内容がの理解と職域精神医学の問題点を取り上げます。

演題：「自閉スペクトラム症の子どもの感覚・運動の問題と対応法」

- | | | | |
|------|----------------------------------|------------------|-------------------------------|
| ①日 時 | 平成 28 年 9 月 30 日 (金) 12:45~16:45 | ⑤募集案内 | 現在受付中です。 |
| ②講 師 | 岩永竜一郎先生(長崎大学大学院准教授) | ⑥申し込み・お問い合わせ先 | |
| ③場 所 | 高崎シティギャラリーコアホール | 国立のぞみの園 事業企画部研修係 | (担当: 安立・宮澤) |
| ④定 員 | 300 人 | TEL | 027-320-1357 FAX 027-320-1368 |

2. 高齢知的障害者支援セミナー (仮題)

高齢知的障害者支援の先駆的な研究や実践の報告から、障害福祉サービス事業所等において穏やかな生活を支える在り方について考えることを目的としたセミナーです。

- | | | | |
|------|------------------------------|------------------|-------------------------------|
| ①主 催 | 独立行政法人国立重度知的障害者
総合施設のぞみの園 | ⑤募集案内 | 9月頃を予定しています。 |
| ②期 日 | 平成28年12月8日(木) | ⑥申し込み・お問い合わせ先 | |
| ③場 所 | 高崎市総合保健センター | 国立のぞみの園 事業企画部研修係 | (担当: 安立・宮澤) |
| ④定 員 | 120 人 | TEL | 027-320-1357 FAX 027-320-1368 |

Ⅳ 強度行動障害支援者養成研修〈フォローアップ研修〉

1. 発達障害セミナー「自閉スペクトラム症の子どもの感覚・運動の問題と対応法」

全国の強度行動障害支援者養成研修の研修内容を充実させるため、各地域の実践報告ならびに研修における事例発表内容について積極的に意見交換が出来る場を提供することを目的とした研修会です。

- | | | | |
|------|------------------------------|------------------|-------------------------------|
| ①主 催 | 独立行政法人国立重度知的障害者
総合施設のぞみの園 | ⑤募集案内 | 7~8月頃を予定しています。 |
| ②期 日 | 平成28年11月7日(月) | ⑥申し込み・お問い合わせ先 | |
| ③場 所 | 品川フロントビル会議室 | 国立のぞみの園 事業企画部研修係 | (担当: 安立・宮澤) |
| ④定 員 | 200 人 | TEL | 027-320-1357 FAX 027-320-1368 |

V のぞみの園支援者養成現任研修

国立のぞみの園のフィールドを活用して、支援に従事している支援者の実務研修を受け入れています。

1. 高齢知的障害者支援コース

高齢知的障害者の支援に携わる若手職員等を対象として、認知症及び高齢知的障害者の支援に必要な専門知識と技術を習得することを目的とした実務研修です。

- ①期 日／平成 28 年4月～平成 29 年3月(随時受入)
- ②場 所／独立行政法人国立重度知的障害者
総合施設のぞみの園一
- ③定 員／調整中
- ④募集案内／当法人 HP をご覧下さい。
- ⑤申し込み・お問い合わせ先／
国立のぞみの園 事業企画部研修係 (担当：安立・宮澤)
TEL **027-320-1357** FAX **027-320-1368**

2. 行動障害者支援コース

強度行動障害及び自閉症等をもつ知的障害者の支援に携わっている若手職員等を対象として、強度行動障害及び自閉症等の支援に必要な専門知識と技術を習得することを目的とした実務研修です。

- ①期 日／平成 28 年4月～平成 29 年3月(随時受入)
- ②場 所／独立行政法人国立重度知的障害者
総合施設のぞみの園一
- ③定 員／調整中
- ④募集案内／当法人 HP をご覧下さい。
- ⑤申し込み・お問い合わせ先／
国立のぞみの園 事業企画部研修係 (担当：安立・宮澤)
TEL **027-320-1357** FAX **027-320-1368**

3. 矯正施設等を退所した知的障害者支援コース

矯正施設を退所した知的障害者の支援に携わる若手職員等を対象として、必要な知識及び技術、関係機関との連携の在り方などを自活訓練ホームの実践を通じて学ぶことを目的とした実務研修です。

- ①期 日／平成 28 年4月～平成 29 年3月(随時受入)
- ②場 所／独立行政法人国立重度知的障害者
総合施設のぞみの園一
- ③定 員／調整中
- ④募集案内／当法人 HP をご覧下さい。
- ⑤申し込み・お問い合わせ先／
国立のぞみの園 事業企画部研修係 (担当：安立・宮澤)
TEL **027-320-1357** FAX **027-320-1368**

4. 発達障害児支援コース

発達障害児の支援に携わっている若手職員等を対象として、発達障害児の支援に必要な専門知識と技術の習得及び関係機関との連携の在り方などを障害児通所支援センターの実践を通して学ぶことを目的とした実務研修です。

- ①期 日／平成 28 年4月～平成 29 年3月(随時受入)
- ②場 所／独立行政法人国立重度知的障害者
総合施設のぞみの園一
- ③定 員／調整中
- ④募集案内／当法人 HP をご覧下さい。
- ⑤申し込み・お問い合わせ先／
国立のぞみの園 事業企画部研修係 (担当：安立・宮澤)
TEL **027-320-1357** FAX **027-320-1368**

お問い合わせ先のご案内

○障害福祉サービス、地域生活支援事業のご利用について

知的障害や発達障害のある18歳以上の人たちを対象に、生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援B型・短期入所・日中一時支援を提供しています。

TEL.027-320-1416 【事業企画部支援調整係】

○障害児通所支援事業のご利用について

知的障害や発達障害のあるお子さんを対象に、児童発達支援・放課後等デイサービスを提供しています。

TEL.027-320-1005 【診療部療育支援係】

○外来・入院診療のご利用について

障害のある人たちが安心して受診できる医療を提供しています。また、医療に関する相談や心理相談も受け付けています。

TEL.027-320-1327 【診療部医事係】

○障害者とそのご家族の相談について

障害のある人たちが障害のあるお子さんのご家族からのさまざまな相談に対応いたします。

TEL.027-327-3520 【事業企画部相談支援係】

○知的障害関係施設等で働いている人たちの相談について

障害者に対する支援について、知的障害関係施設等で働いている人たちからのさまざまな相談に対応いたします。

TEL.027-320-1366 【事業企画部事業企画係】

○研修会等の開催、実習生等の受入について

研修会やセミナーの開催、大学・専門学校などからの学生等の受入のお問い合わせに対応いたします。

TEL.027-320-1357 【事業企画部研修係】

○講師の派遣、ボランティアの受入、施設見学について

当法人は研修会などの講師として職員の派遣を行っています。このため、講師の派遣、ボランティアの受入や施設見学等のお問い合わせに対応いたします。

TEL.027-320-1322 【事業企画部養成係】

○刊行物のお支払い方法

刊行物をご購入いただいた際のお支払いにつきまして、お客様の利便性を図るため、ゆうちょ銀行の取扱いを始めます。

振込口座などの詳細は、同封の用紙をご覧ください。

編集事務局からのお願い

市町村合併や人事異動、事務所の移転などにより、住所や送付先名が変更になりました場合には、新しい送付先名等をFAXやEメールなどで事務局までご連絡をいただけますと幸いです。

また、平成24年4月より『ニュースレター』のメール配信を行っております。ご希望の方は、info_center@nozomi.go.jpまで、配信先のアドレスをご連絡ください。PDFファイルのダウンロードアドレスをお知らせするように致します。なお、メール配信をご希望された場合は、今までの郵送での配付はいたしませんのでご承知置きください。

お忙しい中、お手数をおかけして大変恐縮ですが、よろしくお願い致します。

『ニュースレター』のバックナンバーは、ホームページ <http://www.nozomi.go.jp> でご覧いただけます。ご関心を持たれた方はぜひご覧ください。

【ニュースレター関係連絡先】

TEL.027-320-1613（総務部）

FAX.027-327-7628（直通）

Eメール

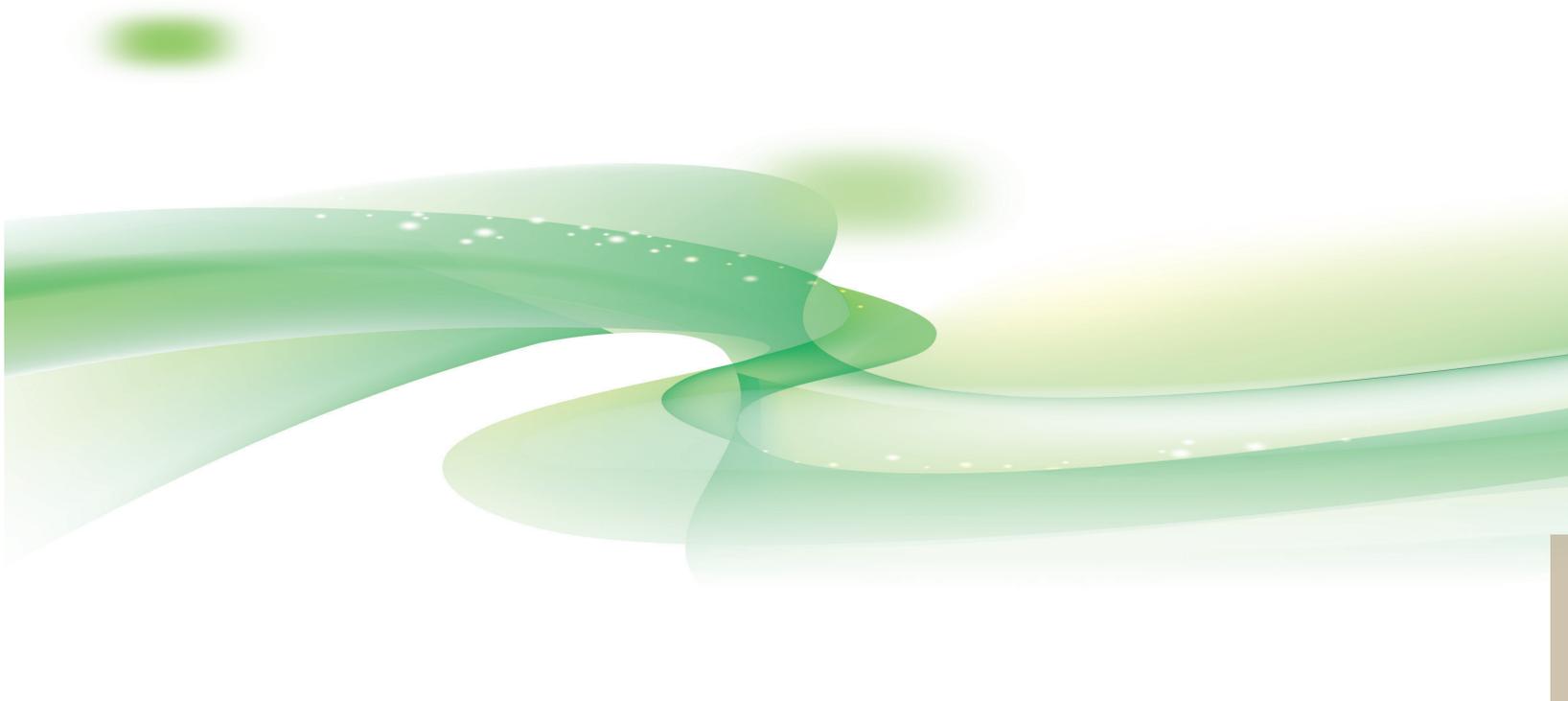
info_center@nozomi.go.jp



国立のぞみの園へのアクセス

1. タクシー利用
所要時間【JR高崎駅（西口）より約15分】
2. バスの利用
 - ①市内循環バス「ぐるりん」 乗り場8番
・系統番号13：JR高崎駅（西口）乗車～「国立のぞみの園」下車
・系統番号14：JR高崎駅（西口）乗車～「国立のぞみの園」下車
所要時間【約40分】
 - ②のぞみの園定期バス
所要時間【JR高崎駅（西口）より約25分】

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120番地2 TEL.027-325-1501（代表）FAX.027-327-7628
URL <http://www.nozomi.go.jp> E-mail webmaster@nozomi.go.jp



ニュースレター

平成28年7月1日発行 第49号（年間4回（4月・7月・10月・1月）1日発行）

平成16年8月20日創刊

編集／独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

制作／上武印刷株式会社

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120番地2

TEL.027-325-1501（代表） FAX.027-327-7628（代表）

ホームページ <http://www.nozomi.go.jp>

E-メール webmaster@nozomi.go.jp
